

解説

自民党重点施策

< 2007 >

「美しい国をめざして」



自由民主党 政務調査会

はじめに

「基本方針 2006」の目指すところ

私たちは、21世紀を迎えるにあたり、日本の進路を明確にするために「経済財政運営と構造改革に関する基本方針」(以下、「骨太方針」という。)を策定し毎年成果を検証しつつ改定してきました。

私たちは、バブル崩壊後の深刻なデフレを克服して日本経済を成長軌道に乗せ、わが国が少子・高齢化する中であっても、グローバル化する世界に伍して社会の活力を保持するためには、大胆な社会の構造改革が必要であるとの認識のもと、政策運営を行っています。

その結果、骨太方針は、掲げた目標に対し着実な成果を挙げ、日本経済の新たな飛躍に向けた基盤を固めつつあり、「骨太 2006」においては、この基盤の上に立って、豊かで安心な日本を後世代に引き継ぐため、「新たな挑戦の 10 年」における以下の三つの優先課題への取組を提示してそれを実行しています。

成長力・競争力強化

成長力強化はすべての経済政策の基本である。日本が直面する経済、社会、安全保障に関するそれぞれの課題を解決していくためには、持続的かつ安定した経済成長が求められる。日本経済が直面する人口減少と高齢社会到来という課題については、生産性向上・技術革新・アジアの活力活用の三つを梃子にして乗り越える戦略を構想し、言わば新たな日本型成長モデルの構築によって克服していかなければならない。その際、急速に成長する海外の人口大国に比肩するには、人間力を基礎に勤勉さ、挑戦意欲を日本国民が保持することなくして、豊かな日本を維持することは不可能である。

財政健全化

財政健全化に向けて、「歳出・歳入一体改革」の策定とその具体化に向けて全力を尽くすことが不可欠である。「一体改革」では、将来の数値目標、選択肢、工程表等を含

めその全貌を分かりやすく提示する必要がある。その際、後世代に負担を先送りする構造をなるべく早く是正すること、持続可能な社会保障制度の構築によって国民の安心を確立することなどを改革の基本的立場とする。財政健全化計画は、中長期的視点に立った堅実な経済前提を基礎とし、確実に実行していくものとする。

安全・安心で柔軟かつ多様な社会の実現

国民の間で高まる将来への不安感や対外面を含めた安全・安心への強い関心、また、人生の各段階における多様な選択肢と再挑戦の機会提供に対するニーズの高まりなどを踏まえ、成長の果実を有効に活用し、安全・安心で柔軟かつ多様な社会を実現していく。持続可能な社会保障制度の総合的な改革、再チャレンジ支援、総合的な少子化対策、個人や地域の生活におけるリスクへの対処策について取組を進め、さらに、豊かな生活に向けた環境を整備する。

現在執行されている平成 19 年度予算は、「新たな挑戦の 10 年」の初年度であり、また、2010 年代初頭における基礎的財政収支の黒字化を確実に達成していくための発射台となることから、非常に重要な意味を持ちます。

本重点施策は、平成 19 年度予算を始め、昨年の「骨太 2006」を実現するために採用された施策について解説するものです。引き続き皆様の御理解と、自由民主党への御支援をお願い申し上げます。

目 次

一	美しい国の礎を築く	1
(一)	新憲法の制定に向けて	1
(二)	教育を再生する	1
1	日本の未来を切り拓く教育再生推進	1
	教員の資質・能力の向上	
	安全・安心な教育環境の整備	
	責任ある教育行政体制の構築	
	学校・家庭・地域の連携	
	教育の地域間格差防止と教育投資の拡充	
	幼児教育無償化に向けた取り組みの推進	
	国際競争力に富む個性豊かな高等教育の展開	
	特色ある私学教育の振興	
	教育費負担の軽減	
	「確かな学力」と「規範意識」の育成	
	青少年の健全な育成	
2	文化・芸術とスポーツの振興	4
	美しい国の実現に向けた文化芸術の振興	
	豊かなスポーツ環境の創造	
(三)	国の安全保障を強化する	5
1	国家の安全保障政策の強化	5
2	防衛体制の強化	5
(四)	行財政改革を断行する	6
1	歳出・歳入一体の財政構造改革	6
2	国家公務員の総人件費改革	8
3	中央省庁改革の推進	8
4	公共サービス改革（市場化テスト）の推進	8
5	国有財産の売却・有効活用による財政健全化への貢献と地域の活性化	8
6	電子政府・電子自治体の推進	8
7	独立行政法人改革の徹底	8
8	公益法人改革の促進	9
9	時代のニーズにこたえる新郵政事業の展開を支援	9
10	地方行革の推進.....	9
11	公務員制度改革.....	9
12	道州制導入を推進する.....	9
13	地方分権改革の推進.....	9
14	地域間・地方自治体間の財政力格差の縮小.....	10

二 美しい社会と暮らしのために

(一)	地震・防災対策の推進	10
1	安全で安心なまちづくり	11
2	安心・安全な社会の確立	11
3	被災地の復旧・復興支援	12
4	国際防災協力の推進	12
(二)	犯罪のない世界—安全な国づくり	12
1	わが国の治安を回復するための体制の強化	13
2	矯正施設の過剰収容の解消と民間活力を導入した刑務所運営事業の実施	13
3	再犯防止のための更生保護（保護観察等）の充実強化	13
4	組織犯罪、国際犯罪対策や銃器対策等の充実強化	14
(三)	組織犯罪・サイバー犯罪対策及びテロ対策の充実強化	14
1	出入国管理体制の充実・強化を推進し、不法滞在外国人を5年間で半減	14
2	海上保安体制の充実強化	15
3	安心・安全なユビキタスネット社会の構築	15
4	サイバー空間の安全確保等	15
(四)	子どもを犯罪被害から守り、少年非行を防止するための対策の強化	16
(五)	さまざまな事故・被害者への対策の強化	16
1	交通安全対策	16
2	飲酒運転の根絶	16
3	「振り込め詐欺」被害者の救済	16
4	多重債務者問題の解決	16
5	自殺防止総合対策の推進	17
6	犯罪被害者等のための施策の充実	17
(六)	住宅・生活用品等の安全確保	17
1	バリアフリー社会の実現	17
2	製品安全法令による安全性の確保	18
3	消費者団体訴訟制度の円滑な導入	18
4	国民生活センターの情報収集・提供及び紛争解決等に関する中核的な機関としての役割の実現	18
5	一連の産業事故への対応について	18
6	事業者や消費者による自主的な取組の促進	18
(七)	食育・食品の安全	19
1	食育の推進	19
2	「食育」- 食べる・つくる・育む	19
3	食品の安全確保	19
(八)	「もったいない」の心に戻る	19
1	「もったいない」の心を踏まえた3Rの推進と不法投棄対策	19

2	循環型社会の実現に向けた廃棄物・リサイクル対策の推進	20
3	生活環境の保全	20
(九)	司法制度の改革・強化	20
1	日本法の法制度の海外発信と国際社会での信頼の獲得	20
2	新たな法曹養成制度の充実とそのフォローアップ	21
3	裁判員制度の円滑な実施に向けての取組の推進	21
4	全国どこでも法による紛争の解決に必要なサービスの提供が受けられる社会の実現	21
5	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化	21
(十)	日本型社会保障制度を構築するために	21
1	国民の安心・安全のための社会保障制度の確立	21
2	医師不足問題への早急な対応・地域医療の再構築	22
3	救急医療の拡充	22
4	国民が安心・信頼して受けられる医療の確保	22
5	社会保険庁解体の断行	23
6	将来とも安定した年金制度の構築	23
7	介護保険制度の着実な実施で老後不安の解消	23
8	世界最高水準の医薬品・医療機器の提供	24
9	がん対策の推進	24
10	新健康フロンティア戦略の推進	24
11	肝炎対策の推進	24
12	新型インフルエンザ・はしか等から国民を守る国づくり	24
13	障害者施策の充実・拡充	25
14	原爆被害者対策の推進	
(十一)	女性と子育てにやさしい社会をつくるために	25
1	子育て家庭支援対策の拡充	25
2	乳幼児加算の創設、ファミリー・サポート・センターなど子育てを地域社会で支える体制づくり	25
3	待機児童ゼロ作戦の推進と延長保育など多様な保育サービスの拡充	25
4	障害児、病児・病後児保育の拡充	26
5	子育てと仕事の両立のための環境づくり	26
6	虐待から子どもたちを守る	26
7	子どもたちが適切に養護を受けられる仕組みの充実	26
8	ワーク・ライフ・バランスのとれた生き方の実現	26
9	女性の意欲・能力を活かせる環境づくり	26
10	特別支援教育の更なる推進	27
(十二)	再チャレンジと努力が報われる社会をつくるために	27
1	若年者等の雇用機会の確保	27
2	団塊の世代の意欲や活力を活かし、その技能を次世代に継承できる仕組みづくり	27
3	高齢者の活躍の場の一層の拡大	28

4	障害者の就労支援の抜本的強化	28
5	働く人の公正な処遇に向けた取組み強化とそれに相応しい表現の普及・定着	28
6	パート労働者の待遇改善、最低賃金の引上げ	29
7	地域雇用対策の推進	29
(十三)	地域を活性化するために	29
1	構造改革特区の推進	29
2	地域再生の推進	30
3	自立した個性ある地域の形成のための基盤整備	30
4	デジタル・ディバイドの解消	30
5	全国各地におけるにぎわいの創出	31
6	改正まちづくり三法に基づく中心市街地の再活性化	31
7	観光立国実現のための総合的施策の推進	31
8	科学技術による地域産業再生や地域活性化	32
9	頑張る地方応援プログラムの推進	32
10	「ふるさと」を大切にする気持ちを支援	32
11	入札契約制度の改革と建設業の活力の回復	32
12	沖縄振興と沖縄科学技術大学院大学構想の実現	32
(十四)	地域振興コミュニティを振興するために	33
1	コミュニティ基本法（仮称）の制定等による地域コミュニティ活動の支援	33
2	都市と農村の教育交流の全国展開	33
(十五)	イノベーション推進のために	34
1	「科学技術創造立国」と新しい産業の創出	34
2	国家基幹技術の開発	34
3	世界を牽引する優秀なイノベーション創出人材の養成・確保	34
4	未来のイノベーションにつながる基礎科学・基礎研究の充実と産学官連携の強化	34
5	地理空間情報の整備・高度活用	34
6	宇宙基本法の制定	35
7	ロボット技術の研究開発及び普及に向けた環境の整備を推進	35
8	知的財産戦略を通じた経済活性化と新産業創出	35
9	次世代環境航空機の開発・普及を推進	35
10	サービス産業のイノベーションと生産性向上に関する取組に向けての展開	36
11	健康関連産業の育成	36
12	イノベーションを導く各分野の研究開発の戦略的推進	36
13	国民の健康と安全を守る研究開発の推進	36
14	民間の研究開発を促進するための環境整備	36
(十六)	成長力を強化するために	37
1	中小企業金融を中核にした地域経済の再生	37
	挑戦する中小企業への支援	
	創業支援	

資金面での支援拡充	
地域・中小企業の活性化	
中小企業金融の円滑化・多様化	
中小企業の再生支援	
産業社会を支える人材の育成	
人材の確保・育成支援	
個人・小規模事業者への支援	
女性による起業の応援	
下請取引の一層の適正化	
中小企業の事業承継の円滑化支援	
2 情報通信（ICT）による住みやすいユビキタスネット社会の建設（U-JAPAN 政策の推進）.....	41
情報通信産業（ICT産業）の国際競争力強化.....	41
ITによる生産性の向上	
IT産業の育成	
通信・放送分野における改革の推進	
テレワークの推進	
日本をPRする映像国際放送の実現	
放送のデジタル化の推進	
電波の有効利用の推進	
3 成長力強化のための基盤整備.....	43
海事立国の実現	
国際水準の物流ネットワークの整備	
4 公正な市場原理の確立.....	44
安心して投資できる金融・資本市場の整備	
競争政策の充実	
金融仲介機能の充実	
（十七） エネルギーを確保するために.....	45
1 エネルギー政策への戦略的取組	45
2 省エネルギー・新エネルギーの推進	45
3 運輸エネルギーの次世代化	46
4 石油、天然ガス、ウラン等の安定供給の確保	46
5 原子力に関する信頼回復と安全対策の強化	46
6 安全確保を大前提とした原子力の推進	46
三 美しい郷土（ふるさと）をつくる	
（一） 美しく、暮らしやすいふるさとをつくる.....	47
1 広域ブロックの自立的な発展を目指す国土づくり.....	47
2 離島・半島・豪雪地帯・過疎等の振興.....	47

3	安全・安心な水資源確保を図る総合的水資源政策の推進	47
4	地域の活力を高める交通施策の展開	48
5	真に必要な道路の整備促進及び高速道路ネットワークの効率的活用・機能強化	48
6	地域の創意工夫を活かした都市再生の推進	48
7	自然、歴史、文化等を活かした美しい潤いのある都市・地域づくり	48
8	道路交通環境の整備	49
9	道路交通のIT化の推進	49
10	道路整備等の推進	49
11	整備新幹線、港湾、空港整備の計画的推進	49
12	社会資本整備の重点的な推進	50
13	社会資本整備に関する国の役割	50
14	不動産取引の更なる活性化と都市再生の円滑な推進に寄与するための登記所備付地図の整備事業を強力に推進	50
15	PFIの積極的推進	51
16	公共事業の透明性、効率性の推進	51
(二)	新住宅ビジョンにより豊かな生活をつくる	51
1	「200年住宅ビジョン」の推進～より長く大事に、より豊かに、より優しく～	51
2	総合的な住宅政策の推進	51
(三)	力強い農林水産業をつくる	52
1	担い手の育成で強い農業の実現	52
2	時代の変化に対応する農地政策の確立	52
3	基盤整備を通じた食料供給力の強化	52
4	美味しいニッポンを世界へ	53
5	消費者重視の農業へ	53
6	有機農業の積極的な推進	53
7	都市と農山村交流等による農山村の活性化	53
8	農山村の暮らしを守る有害鳥獣対策の推進	53
9	「美しい森林(もり)づくり」と地球温暖化の防止	53
10	林業・木材産業の再生	54
11	違法伐採対策	54
12	バイオマス・ニッポンを目指して	54
13	力強い水産業の確立	54
14	民主党の無責任な農業政策	55
(四)	京都議定書達成へ低炭素社会をつくる	55
1	京都議定書の削減約束達成と地球環境保全に向けたリーダーシップ	55
2	京都議定書後の次期枠組みの構築に向けた「環境外交」の戦略的展開	56
3	京都議定書の温室効果ガス6%削減約束の達成	56

4	健全で恵み豊かな環境を軸とした活力ある経済社会の創出.....	56
5	快適で地球にやさしく、安全で災害に強い交通の実現.....	57
6	生物多様性保全と自然との共生の推進.....	57
7	環境配慮経営の推進.....	57
四	美しい国、日本の指針を世界に示す.....	58
(一)	主張する外交を示す.....	58
1	わが国の総合的な外交力の強化.....	58
2	日米同盟に立脚した価値観を共有する国々との連携強化.....	58
3	「自由と繁栄の弧」の形成等.....	58
4	海外の日本企業支援、邦人保護の強化.....	58
5	日本のイニシアチブによる経済外交の展開.....	58
6	アジア諸国を中心として法整備支援を戦略的かつ積極的に推進.....	59
7	領土問題解決への努力と真の海洋立国の構築.....	59
8	W T Oドーハラウンド交渉の推進とE P A等の推進.....	59
	経済連携の推進	
	W T O・F T A交渉への全力対応	
9	中国残留邦人への新たな支援.....	60
(二)	国際貢献を行動で示す.....	60
1	日・中・韓・アセアンの連携によるアジアの繁栄への貢献.....	60
2	中東地域などにおける平和構築への積極的な貢献.....	60
(三)	拉致問題へ決意を示す.....	60
1	国家の威信をかけ拉致問題を解決.....	60
2	北朝鮮による拉致容疑事案その他の対日有害活動への対処の強化.....	61

<付：ブロック政策>

一 美しい国の礎を築く

(一) 新憲法の制定に向けて

自主憲法の制定は、昭和 30 年わが党立党以来の党是です。

わが党は、次期国会から衆参両院に設置される「憲法審査会」の議論を主導しつつ、平成 22 年の国会において憲法改正案の発議を目指し、国民投票による承認を得るべく、新憲法制定推進に向けた国民運動を展開します。

(二) 教育を再生する

1 日本の未来を切り拓く教育再生推進

美しい国づくりを実現するためには、次代を担う子どもや若者の育成が不可欠であり、教育はそのすべての基礎となるものです。

一方で、近年、子どものモラルや学ぶ意欲の低下、また、子どもを取り巻く家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。

このため、自民党は、教育再生を党の最優先の政策と位置づけ、60 年ぶりに改正された新しい教育基本法の理念の下、社会総がかりで教育改革を推進します。

教員の資質・能力の向上

「教員免許更新制」の円滑な実施に向け、全国的な免許管理システムの構築や免許更新講習を受講しやすい環境作りのために、国による支援を進めます。また、「不適格教員」を適正に認定し、指導の改善を図るための研修の受講を義務付けることで、「不適格教員」を教壇に立たせないようにし、子どもたちに対して常に一定水準以上の教育を保障します。

さらに、大学の教員養成カリキュラムの改善を実施するとともに、大学の教員養成課程について、問題が認められた場合には、是正勧告や認定取消しを可能とする仕組みを制度化するなど、教員養成段階の改善を図ります。

あわせて、優秀教員の表彰を積極的に進めるとともに、能力・実績に見合ったメリハリある教員給与体系を実現し、熱意や能力のある教員を適切に評価し、教育水準の維持向上と優れた教員の確保に努めます。

これらの取り組みを総合的に行うことにより、全ての教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得られるようにします。

安全・安心な教育環境の整備

子どもたちが一日の大半を過ごす場所であり、地域住民の緊急避難場所でもある学校施設の耐震化を推進します。

また、いじめ問題に対して、教育現場の毅然とした対応を徹底するとともに、夜間、休日を含め 24 時間対応できる電話相談体制の整備やスクールカウンセラーの配置等による教育相談体制の充実、学校・家庭・地域・関係機関が連携した効果的な取り組みの支援など、

いじめの早期発見・早期対応を推進します。

さらに、学校や通学路で子どもに危害が加えられる事件が発生している状況を踏まえ、学校安全ボランティアの養成、警察官OB等による各学校の巡回や学校安全ボランティアへの指導など、地域全体で子どもの安全を見守る環境を整備します。

また、青少年を取り巻くメディア上の有害情報をめぐる問題の深刻化を踏まえ、青少年や保護者を対象とした、インターネット利用時のルールやマナー等を学ぶ機会の提供や、携帯電話のフィルタリングサービスの普及を促すことなどにより有害環境対策を推進し、青少年がメディアを安全・安心に利用できる社会を目指します。

責任ある教育行政体制の構築

教育委員会を廃止し、知事や市町村長が教育行政を担うとすることが民主党の考えですが、自民党は、教育における政治的中立性を確保しながら、保護者や地域住民の声が一層反映され、教育委員会が本来期待される機能を十分に果たせるようにすべきと考えます。

このため、先の通常国会で教育委員会関係の法律を改正し、教育委員の責務を明確化するとともに、保護者の意見が反映されるよう、教育委員に保護者が必ず選ばれるようにしました。また、教育委員会が十分に使命を果たせないという事態が生じた場合には、国がしっかりと責任をもって是正できるようにしました。この法律に基づき、国民から信頼される教育行政の体制の構築に努めます。

学校・家庭・地域の連携

地域の協力を得ながら、放課後や週末における子どもたちの居場所づくりを推進する「放課後子どもプラン」を全国で実施するとともに、学校・家庭・地域の連携による食育の推進に取り組みます。また、「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進など、全ての教育の原点である家庭教育に対する支援を充実します。

さらに、保護者や地域の声が学校運営に直接反映される「コミュニティスクール」の設置を進め、地域の主導により、信頼される学校づくりを一層進めるとともに、「総合的な学習の時間」などを活用し、地域の創意工夫を生かした教育を推進します。

これらの取り組みを通じ、学校・家庭・地域社会が一丸となって子どもたちを育む社会を構築します。

教育の地域間格差防止と教育投資の拡充

公教育に地域間格差が生じるようなことがあってはなりません。このため、義務教育費国庫負担制度（平成19年度は約1.7兆円を確保）により必要な教員数を確保するとともに、教科書の無償配布を堅持し、教員の必要数の確保に取り組み、全ての子どもに教育の機会均等を保障します。

また、世界最高の教育立国を目指し、国、自治体のそれぞれにおいて教育振興基本計画

を策定し、中長期的な視点に立った教育振興を図るとともに、早急に将来にわたって教育投資の充実を図ります。

幼児教育無償化に向けた取り組みの推進

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。全ての子どもが力強く生きる力を幼児期から育成するために、幼稚園等の施設、家庭、地域社会の三者の連携を強化し、「幼児教育重視の国家戦略」を展開します。幼稚園・保育所・認定こども園の教育機能の一層の充実を図り、「幼児教育の無償化」を目指し、保護者負担を軽減します。また、就学前の多様化する教育・保育ニーズに柔軟に対応するため、昨年創設された「認定こども園」制度の活用を促進します。

国際競争力に富む個性豊かな高等教育の展開

国公立大学を通じた競争的な環境の下で、世界的に魅力ある大学院教育の構築や海外の有力大学との連携など、各大学の改革への取り組みを一層支援します。

また、産学や大学間の連携を推進するなど、大学や高等専門学校が「地域の知の拠点」として、地域医療関係者など地域を支える人材育成や地域の活性化に一層貢献できるようにします。こうした大学等の教育研究活動の基盤を支える経費は、確実に措置します。

さらに、国の内外を問わず優秀な人材を惹きつけ、世界一流の人材を育成するため、教育研究の基盤となる施設・設備の整備・充実を図ります。

特色ある私学教育の振興

私立学校は、独自の建学の精神に基づく自主的な教育を展開し、わが国の教育の向上に重要な役割を果たしています。私立学校の一層の振興を図り、私学助成の充実に努めます。また、多様な教育を展開する専修学校や各種学校の振興に努めます。

教育費負担の軽減

学生の自立を促し、経済的理由により勉学の機会を失わないようにするため、奨学金事業の一層の充実に努めます。また、幼児教育の無償化の検討などを通じ、家庭の教育費負担の軽減を図ります。

「確かな学力」と「規範意識」の育成

学習指導要領全体の見直し、習熟度別指導などの充実、優れた教員の養成・確保、全国学力・学習状況調査の継続実施とその結果を活用した学校改善への支援などを通じ、全ての子どもたちに塾に頼らずとも「確かな学力」を保障します。また、子どもたちにルールやマナーをしっかりと教えていきます。さらに、外部評価を含む学校評価を一層推進し、教育水準の向上を目指します。

青少年の健全な育成

健全な青少年を育成する社会の構築をめざし、昨今の若者の社会的自立の遅れや非行等青少年をめぐる課題に適切に対応していくため、「青少年育成施策大綱」に基づき、関係行政機関の一層の連携の下に、青少年育成に係る諸施策を総合的・効果的に推進します。

とくに、近年、少年による重大な事件が後を絶たず、また、児童虐待事件や子どもが殺害される事件等も発生するなど、少年の非行防止や保護の両面において予断を許さない状況にあります。子どもを非行や犯罪被害から守り、子どもの安全・安心を確保するため、昨年 6 月に策定した「子ども安全・安心加速化プラン」に基づき、関連施策を一層推進します。

また、経済構造の変化や雇用形態の多様化を背景に、非正規雇用の増大等若者の進学・就職をめぐる環境が大きく変化したことによる若者の社会的自立の遅れが問題となっています。こうした状況に対して、本年 5 月に取りまとめた「キャリア教育等推進プラン」に基づき、若者が望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付け、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる取組を一層推進します。

2 文化芸術とスポーツの振興

美しい国の実現に向けた文化芸術の振興

美しい国の原点である伝統文化の重要性に鑑み、国民の財産である貴重な文化財を救うため、国が主体的に保存・修理を緊急に推進します。

また、活力ある地域の再生を目指し、伝統文化の活性化や地域の文化芸術活動の振興を図るとともに、とくに、子どもたちに本物の文化芸術活動を鑑賞・体験させる機会の充実に図ります。

さらに、最高水準の文化芸術活動の創造、世界に羽ばたく新進芸術家の育成やわが国のソフトパワー強化の一翼を担うメディア芸術の一層の振興を図るとともに、日本文化の発信及び国際文化交流を推進します。このような取り組みを総合的に講じることにより、文化芸術を生かした豊かな国づくりを進め、「文化芸術立国」の実現を目指します。

豊かなスポーツ環境の創造

2008 年の北京オリンピックに向けて、ナショナルトレーニングセンターの充実・活用を図り、わが国の国際競技力を向上させます。

また、世代を超えて誰もが身近にスポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」を実現するため、総合型地域スポーツクラブの育成などを進めます。

さらに、子どもの体力向上に向けて、学校における体育や運動部活動の充実、走る・跳ぶなどの基本動作を習得するためのプログラムづくりなどに取り組みます。

(三) 国の安全保障を強化する

1 国家の安全保障政策の強化

わが国の平和と独立を確保し、国民の生命・財産を守ることは、国家の最も重要な責務です。正確かつ総合的な情勢判断に基づき、時代の変化に迅速かつ的確に対応した外交・安全保障政策を展開することが不可欠です。

そのためにはまず第一に、外交と安全保障に関する官邸の司令塔機能を再編、強化し、現行の安全保障会議を抜本的に見直し、その機能を吸収した「国家安全保障会議」を内閣に設置します。

第二は、国家の情報収集・分析機能の強化を図り、的確な情報を活用して国民の安全を守ります。また、安全保障にかかわる秘密保全の強化に取り組みます。

第三は、個別具体的な類型に即し、集団的自衛権の問題を含め、憲法との関係を整理し、安全保障の法的基盤の再構築を行います。

2 防衛体制の強化

近年、従来のような国家間の軍事的対立を中心とした問題のみならず、大量破壊兵器やミサイルの拡散、テロが重大な脅威になっているとともに、わが国の国際貢献に対する期待が高まっています。

また、北朝鮮による弾道ミサイル発射や核実験実施発表、中国による宇宙での人工衛星破壊実験や東シナ海での海洋活動等、注視すべき事態が発生しています。

そのような中、わが国の防衛については、武力攻撃事態対処法、国民保護法等の有事関連法、イラク人道復興支援特措法等を成立させるとともに、念願の防衛省への移行、自衛隊の国際平和協力活動等の本来任務化を実現しました。これは、わが国の防衛と世界の平和と安定を考える上で、きわめて意義深いものです。

近年の新たな脅威や多様な事態に対処するため、引き続き、防衛体制の強化に努めることが必要です。

そこで、国の防衛体制の整備と日米安保体制の強化をより一層進めます。

第一の防衛体制の整備としては、防衛計画の大綱に基づき、防衛力の整備・強化を推進し、「多機能で弾力的な実効性のある防衛力」を引き続き整備し、統合運用態勢、弾道ミサイル防衛等について更なる強化を進めます。

新たな脅威や多様な緊急事態への対処能力の強化としては、弾道ミサイル防衛システムの配備を進め、大規模なテロ・ゲリラへの対策、NBC（核、生物・化学）兵器及びサイバー攻撃対策を強化し、国民の安全を守ります。

また、世界の先端技術に負けないようわが国の技術レベルの向上に努め、技術開発と共同研究の抜本的な改革を行い、「選択と集中」による防衛技術・生産基盤の維持・強化を進めます。

なお、「防衛省として自衛官に一層の名誉と誇りを」とのことで、防衛省として、今後は

自衛官の処遇等（募集・教育・再就職など）を改善するなど、国の独立と平和のために働く自衛官に国民が敬意と感謝の念を持つよう努めます。

第二に、日米安全保障体制とそれを基調とする米国との緊密な関係を一層強化します。日米安全保障体制は、わが国の安全の確保とアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎です。この日米安保体制の信頼性を向上させるためにも、在日米軍の再編において、引き続き、沖縄など地元の切実な声によく耳を傾け、普天間飛行場の移設・返還等、着実に進めます。

このため、先の国会で成立した「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」の実施など、周辺市町村への再編交付金を交付するとともに、地域振興のための特別の措置を実施するよう努めます。

第三に、国際平和協力活動等に主体的・積極的に取り組みます。

多様化する地域紛争、国際テロや大量破壊兵器の拡散等の脅威は、国際社会が一致協力して対処することが必要です。そのため、わが国は、イラクの人道復興支援活動、テロとの闘いの継続、国連のPKOなど、自衛隊の海外派遣を、今後とも、国際協調と国益を考えて推進します。

さらに、国際平和協力活動については、テロ対策特措法やイラク人道復興支援特措法といった特措法でなく、今後は自衛隊及び文民の海外派遣が迅速に対応可能となるよう国際平和協力に関する一般法（国際協力基本法）の制定をめざします。

わが党は、国民の期待に応え、文民統制の下、わが国の防衛体制をより強固なものとし、また、防衛施設の周辺住民が被る負担をできるだけ軽減するため、生活環境の整備などの諸施策の推進に努めます。

（四）行財政改革を断行する

1 歳出・歳入一体の財政構造改革

わが党は、少子・長寿化、グローバル化や情報化の進展といった経済社会の変化に適切に対応するため、歳出・歳入一体の財政構造改革を果敢に実行します。

国と地方の行財政改革を推進し、財政健全化に取り組みます。2010年代半ばに向け、国・地方の債務残高対GDP比率を安定的に引き下げることを目指し、2011年度には、国と地方を合わせた基礎的財政収支を確実に黒字化します。

今後の予算編成にあたり、税の自然増収は安易な歳出等に振り向けず、将来の国民負担の軽減に向けるなどの原則を設け、歳出改革を計画的に実施します。平成19年度予算編成においては、新規国債発行額を過去最大の4兆5千億円減額することなどにより、あわせて6兆3千億円の財政健全化を実現しました。

平成19年度税制改正においては、わが国経済の足腰を強くし、経済の活性化を促進する観点から、直面する諸課題に取り組みました。同時に、地域格差を縮小する観点から中小企業を中心とした地域経済の活性化を図りました。また、国民の公益に対する共助の精神

をさらに引き出すほか、住宅関係等も含め国民生活に配慮する税制措置を講じました。具体的内容は以下のとおりです。

- ・ わが国企業の新規設備への投資を促進し、国際競争力を高める観点から、減価償却制度を国際的に見て遜色のないものとなるよう抜本的に見直しました。
- ・ わが国経済の基盤を支える中小企業の資本蓄積を推進するため、中小企業の留保金課税を廃止しました。また、相続時精算課税制度の特例を拡充し、親から子への株式の贈与による中小企業の事業承継を円滑化します。更に、特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の適用除外基準を上げました（現行 800 万円 1,600 万円）。
- ・ ベンチャー企業に対する資金供給を促進するため、対象企業の範囲を拡大するなどエンジェル税制を拡充しました。
- ・ 地域経済に活力をもたらし、地域産業の自立的発展を図るため、地域の特性を活かした産業集積を促進する地域産業活性化支援税制を創設しました。
- ・ 計画的な持ち家取得を促進する観点から、税源移譲に伴い減税効果が小さくなる中低所得者層に配慮し、住宅ローン控除制度を見直しました。また、長寿化社会における住宅のバリアフリー化を支援するため、バリアフリー改修促進税制を創設しました。
- ・ 再チャレンジを支援する寄附金税制を設けるとともに、所得税の寄附金控除の控除対象限度額を引き上げました。
- ・ 子育て支援に取り組む企業に対する優遇措置を設けました。
- ・ 上場株式等の配当及び譲渡益に係る 10%の軽減税率は、その適用期限を 1 年延長して、廃止します。

今後、将来にわたる徹底した歳出改革と経済成長による税収の自然増では応じきれない財政需要については、税制改革により対応しなければなりません。その際、税制は、社会保障財源の安定的確保や、わが国経済の活性化、急速な少子化の進行に対応する子育て支援策等の充実、地方税源の充実等の政策目的の実現に資する役割も求められます。同時に、税制の公平・簡素・中立性を確保しつつ、所得税、法人税、消費税、相続税等がそれぞれ果たすべき役割を検討し、税体系全体のあり方を考えていく必要もあります。その上で、税制は、将来世代に負担の先送りを行わないため、2011 年度単年度における基礎的財政収支の黒字化を達成するだけでなく、2010 年代半ばに向け、構造的・持続的に国・地方それぞれの債務残高の対 GDP 比を安定的に引き下げうる体質を備えなければなりません。このような考え方にに基づき、本年秋以降、早期に、本格的かつ具体的な議論を行い、平成 19 年度を目途に、少子・長寿化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見通し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現させるべく、取り組んでまいります。

2 国家公務員の総人件費改革

国の行政機関の定員については、平成 22 年度までに約 19,000 人（5.7%）を純減するとの目標を確実に実現します。

3 中央省庁改革の推進

平成 13 年に行った中央省庁再編後の状況を検証し、行政改革の理念と哲学に照らし、さらなる改革を進めます。

その際、地方分権の促進や道州制導入の議論を踏まえるとともに、地方支分部局についても、廃止、独立行政法人化、地方移管等を含む組織・業務の抜本的な見直しを進めます。

4 公共サービス改革（市場化テスト）の推進

「公共サービス改革法」に基づき、公共サービスの担い手を官と民で競争入札する「市場化テスト」の対象事業を拡大し、公共サービスの質の向上と経費削減を図ります。

5 国有財産の売却・有効活用による財政健全化への貢献と地域の活性化

資産・債務改革の一環として、庁舎や国家公務員宿舎をはじめとする国有財産について、民間の知見を活用しながら、売却・有効活用を断行する。売却可能と判断された国有地等については、早期に売却し、財政健全化につなげるとともに、まちづくりにも活用し、地域の活性化に役立てる。

6 電子政府・電子自治体の推進

各家庭と政府・自治体はオンラインで結ばれ、行政窓口を足で運ぶことなく各家庭で行政手続を済ませることが出来る環境は整備されてきています。今後は、国民が整備された環境による利便性・サービスの向上を実感できるように、政府・自治体を通じてオンライン利用の促進を始めとした取組を推進していきます。

また、ICTを活用して、住民サービスの向上、地方公共団体の業務の簡素化・効率化、地域の課題解決を促す施策や、情報セキュリティ対策などを推進します。

さらに、医療報酬明細書（レセプト）のオンライン化など教育・医療等の分野におけるICT利活用を促進し、サービスの質の向上を図ります。

国政への電子投票の実現をめざします。

7 独立行政法人改革の徹底

各独立行政法人の「中期目標期間終了時の見直し」を引き続き徹底的に行い、組織・業務全般について整理・縮小に努め、財政支出を削減するほか、公務員型独立行政法人の非公務員化を進めます。

さらに、各法人についてゼロベースの見直しを徹底的に行います。

8 公益法人改革の促進

平成 20 年より施行される新制度への安定的な移行に向けて、着実に準備を進めることとし、政令などのルールの整備を図るとともに、成熟化社会における非営利活動の重要性に鑑み、その促進を図る観点から、適切な税制改正を行います。

9 時代のニーズにこたえる新郵政事業の展開を支援

民営化後においても、国民共有の財産である郵便局ネットワークの水準、郵便・貯金・保険のサービス水準等を維持するとともに、新たな時代や地域、利用者の要請に応える郵政事業の展開を支援します。

10 地方行革の推進

地方公共団体が公表した集中改革プランについて、実施状況のフォローアップやその結果の公表を行うとともに、地方行革新指針を踏まえ、地方公務員の定数削減や給与の適正化、市場化テストの積極的な活用をはじめとする公共サービス改革の推進など、地方行革を一層進めていきます。

11 公務員制度改革

国・地方を問わず頑張った人が報われる「能力・実績主義」を導入するほか、再就職の斡旋を禁止し、優秀な人材を幅広く活用するための「官民人材交流センター」を設置します。

さらに、採用から退職までの公務員の人事制度全般の課題について総合的・整合的な検討を進め、「国家公務員制度改革基本法（仮称）」を次期通常国会に提出します。

また、公務員の労働基本権その他の公務員に係る制度のあり方について、幅広く検討していきます。

12 道州制導入を推進する

道州制を国家戦略と位置づけ、人口減少、少子高齢化、国際競争の激化に対応する究極の構造改革として推進します。着実な経済成長、国民負担率の抑制を図るため、国会、地方議会の大胆な見直し、地方支分部局を道州に移管し、中央省庁を再編、道州を新たな経済圏、生活圏、文化圏として特色ある政策を打ち出し、多極多彩で自立した地方を確立します。新たな国柄を描くことで、日本人の心に新風を吹き込み、廃藩置県以来の改革を行います。また、引き続き、北海道特区を先行モデルとして、道州制の推進を図る。

13 地方分権改革の推進

地方の活力なくして国の活力はありません。

地方のやる気や、知恵と工夫を引き出すには、地域に住む方のニーズを一番よく理解し

ている地方公共団体が自ら考え、実行することのできる体制づくりが必要です。そのため、地方分権を徹底して進めます。

これまでも、地方分権一括法による機関委任事務制度の廃止や、いわゆる三位一体の改革として、国から地方への3兆円の税源移譲を実現するなどの改革を進めてきました。

さらに地方分権を推進するため、この4月に施行された地方分権改革推進法に基づいて、地方分権改革推進委員会において検討を進め、「新地方分権一括法案」を3年以内に提出します。国と地方の役割分担や国の関与のあり方の見直しをゼロベースで進めるとともに、地方税財源の充実確保等の観点から、これに応じた補助金、交付税、税源配分の見直しの一体的な検討を進めます。

また、地方の自立と責任を確立するため、地方分権改革と併せて地方の行政体制の整備を進めます。

14 地域間・地方自治体間の財政力格差の縮小

過疎地や離島をはじめ、税源に乏しく財政力の弱い地域の住民であっても、福祉・医療や教育等のサービス、警察・防災などの安全・安心に関わるサービス、住民に身近な社会資本の整備など、必要な行政サービスを受けられるようにする必要があります。このため、必要な地方交付税の総額を十分に確保することにより、全国どのような地域であっても一定水準の行政サービスを提供できるよう地方団体の財源を保障するとともに、地域間・地方自治体間の財政力の格差を適切に調整します。

また、近年、地方法人二税の税収が急速に回復していること等を背景に、地域間・地方自治体間の税収の差が拡がり、財政力の差が拡大する傾向にあります。

そのため、法人二税を中心に税源が偏在するなど地方団体間・地方自治体間で財政力に格差があることを踏まえ、地方の自立を促しその安定した財政基盤を構築する観点から、地方の税財源を一体的に検討していきます。

二 美しい社会と暮らしのために

(一) 地震・防災対策の推進

国民一人ひとりや企業等の発意に基づく「自助」、地域の多様な主体による「共助」、国・地方公共団体の「公助」の連携を通じ、日頃からの具体的な「備え」を実践する国民運動の裾野をさらに拡大することにより、社会全体における防災力向上を目指します。

近い将来発生する可能性が指摘される東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震については、対策のマスタープランや減災目標・具体的な実現方策などを策定しており、これらを踏まえ想定される甚大な被害の軽減に関する取組を推進します。

また、世界的に大規模な水害が多発するとともに、わが国においても集中豪雨が増加傾向にあることから、大規模水害対策に関する検討を進めています。具体的には、大規模水

害の被害像を想定し、被害を最小限にするための対策の検討を行います。

火山対策については、全国の活火山について、より効果的な火山防災体制を構築するため、火山情報と避難体制のあり方に関する検討を進めます。

災害時における高齢者や障害者などの災害時要援護者対策については、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に沿って、引き続き市町村を中心とした要援護者情報の共有や避難支援プランの策定などの取組を促進します。また、災害時に迅速かつ適切な救助活動、被災者の支援等が実施できるよう、ヘリコプター等資機材の整備や警察、自衛隊、消防等の関係機関における広域応援体制の充実などオペレーション体制の強化及び人材育成を図ります。

地域の防災拠点、交通機関のインフラ、電気、ガス、上下水道等のライフライン施設及び治山・治水施設等の各種防災関連施設の整備を総合的に進め、災害に強い社会基盤づくりを推進します。

本格的運用が始まる緊急地震速報を有効に利用活用する仕組みづくり・周知広報の徹底等取組や、トッパーレーダーの展開等による観測・予測技術の高度化を進め、観測・予測体制及び住民等への円滑な情報伝達の充実等による、災害被害の軽減を図ります。

1 安全で安心なまちづくり

大規模地震などから国民の生命、財産を守るため、水害・土砂災害、高潮・津波、地震等に対し総合的な災害対策を推進するとともに、人命被害を回避し、被災した場合でも国民生活、社会経済活動等への被害を最小化するため、各種ハザードマップの整備や避難体制の整備等のハード・ソフト一体となった対策を推進します。また、都市における浸水対策、避難地・防災拠点等となる防災公園の整備の促進、防災上危険な密集市街地のリノベーション、地震後の緊急物資の円滑な輸送のための基幹的広域防災拠点の整備及び運用体制の構築を緊急的に推進します。さらに、エレベーターや回転ドア、遊戯施設の安全確保対策、住宅・建築物の耐震改修、下水道施設、道路等の耐震化を促進します。

また、都道府県が作成している地震防災緊急事業五箇年計画の推進を支援し、避難地・避難路や学校・医療機関・社会福祉施設の耐震化、密集市街地の解消等を推進します。

また、国民の防災意識の啓発、ボランティア活動の環境整備を推進するとともに、企業の防災活動を促進するなど、災害に強いまちづくりを積極的に進めます。

2 安心・安全な社会の確立

防災拠点となる公共施設の耐震化を促進するとともに、多くの人々が利用する大規模・高層の建築物について消防防災体制の強化を図ります。大規模災害の際に広域的な応援を行う緊急消防援助隊の充実と機動力の強化や、被災地情報を適確に把握するためのヘリコプター資機材等の開発・整備を行います。

大規模・多様化する災害に対応するため、専門性の強化や情報化の推進など消防力を強

化する観点から、自主的な市町村の消防の広域化を推進します。身近な地域の安心・安全を確保するため、消防団員の確保による消防力の充実・強化に取り組むとともに、救急救助の高度化、自主防災組織の結成の促進を図ります。

近年の国際情勢の変化により、武力攻撃事態やテロの脅威が現実味を帯びています。災害情報を瞬時に住民に伝えることができる「全国瞬時警報システム（J - ALERT）」やテロ対応資機材の整備を推進するとともに、国民保護訓練の実施等により国民保護体制を充実させます。

3 被災地の復旧・復興支援

被災地の復旧・復興を進めます。被災者生活再建支援制度については、施行状況等を勘案し、制度の見直しを行うなどの総合的検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じるとともに、制度を積極的に活用し、被災者の生活の再建、居住の安定を推進します。

4 国際防災協力の推進

「兵庫行動枠組」（平成 17 年 1 月国連防災世界会議採択）等の成果を踏まえ、ODA 防災協力イニシアティブやアジア防災センターを通じたアジア地域防災力の向上等、防災先進国としてのわが国の知識と経験を活用した技術移転や人的交流等を、予防、応急対策、復旧・復興の各段階において積極的に推進します。

（二） 犯罪のない世界—安全な国づくり

昨年の刑法犯の認知件数は 205 万件で、昭和期の約 1.5 倍の水準にあります。内閣府の世論調査では、依然として半数以上の者が、現在の日本が、安全で安心して暮らせる国だと思わないと回答しています。

わが党は、平成 16 年 6 月に「治安強化のための 7 つの宣言」を公表し、振り込め詐欺対策のため、議員立法で金融機関本人確認法を改正し、携帯電話不正利用防止法を制定したほか、住民、市町村、警察等が協力する安全で安心なまちづくりを促進するため、「歌舞伎町刷新プラン」の全国展開を図るなど、多様な犯罪対策を推進しています。また、個人の権利利益の保護に資するために探偵業の業務の適正化に関する法律を制定したほか、新たな水際対策や在留管理施策を提言し、その実現に向けた取組を進めています。

今後も、犯罪の国際化に対処しつつ、暴力団等による組織犯罪、侵入犯罪・街頭犯罪、子どもをねらった凶悪犯罪、高齢者をねらった振り込め詐欺・悪徳商法、インターネットを悪用するサイバー犯罪等の対策を強化します。また、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」等も踏まえながら、警察に対する国民の信頼の確保、治安関係施設の整備等を図り、治安関係機関において、国民を守る力強い体制を確保します。そして、平成 20 年までに、治安の危機的状況を脱却し、日本を「世界—安全な国」にします。

1 わが国の治安を回復するための体制の強化

最近の治安情勢を見ると、刑法犯の認知件数は、いまだ高水準を維持しており、また、凶暴・残虐・巧妙な犯罪も跡を絶たず、わが国の治安情勢はなお予断を許さない状況にあり、国民の治安に対する不安は依然として根強いものがあります。

わが党は、これまでも検察庁、矯正施設、保護観察所、入国管理局、公安調査庁の治安関係職員の増員を進めてきましたが、このような国民の不安感を根本的に払拭し、わが国の治安を回復するため、引き続き治安関係職員を更に大幅に増員するなどして、体制の一層の強化に努めます。

2 矯正施設の過剰収容の解消と民間活力を導入した刑務所運営事業の実施

刑務所等矯正施設（刑務所・拘置所・少年院・少年鑑別所等）の被収容者数は、平成 8 年末には、53,594 人でしたが、本年 4 月末には、85,319 人と、この 10 年で 1.6 倍となり、依然として増加傾向が続いています。

とくに、刑務所等多くの刑事施設が過剰収容の状態にあり、本年 4 月末現在、受刑者等の収容状況は、収容人員約 7 万 2 千人、収容率 110 パーセントを超えるものとなっています。

刑事施設は刑事司法の「最後の砦」です。わが党は、この「最後の砦」を守るため、これまでも刑事施設の収容能力拡大と、刑事施設職員の増員を推進してきました。今後も、刑事施設等の過剰収容状態は当分続くものと予想されることから、わが党は、国民が安心して暮らせる社会を実現するためにも、引き続き、刑事施設の収容能力の増強を行い、併せて刑事施設職員の大幅な増員を行います。

また、刑事施設の拡充については、PFI 手法（公共施設等の建設、運営等を民間の資金やノウハウを活用して行う手法）を導入し、民間の力を大幅に活用します。

すでに山口県美祢市に新設した「美祢社会復帰促進センター」が運営を開始しましたが、この他にも、島根県浜田市、栃木県さくら市及び兵庫県加古川市の 3 箇所において、PFI 手法を活用した刑務所の運営に向けての準備を進めています。

いずれの刑務所でも、構造改革特区制度を活用することにより、業務を大幅に民間委託し、地域の活性化にも貢献することが期待できます。

わが党は、このような官民協働による刑務所運営を実施し、地域との共生を図ることにより、「国民に理解され、支えられる刑務所」を実現します。

3 再犯防止のための更生保護（保護観察等）の充実強化

国民の誰もが願う安全・安心の社会を実現するためには、再犯の防止と地域における犯罪抑止力の強化が不可欠です。

このため「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を着実に実施するとともに、更生保護制度改革を推進し、強靱な保護観察を実現し、また、犯罪前歴者等の更生の拠点とな

る更生保護施設等の整備を進めるなどにより、更生保護の充実強化に取り組んでいきます。

わが国の保護司制度は、地域における犯罪抑止の原動力でもあることから、保護司適任者の確保とその活動基盤の充実を図っていきます。

4 組織犯罪、国際犯罪対策や銃器対策等の充実強化

暴力団等による組織犯罪や銃器を使用した凶悪犯罪が連続して発生し、国民に大きな不安を与えていることから、暴力団の資金源を遮断するための取組を始めとした組織犯罪対策を強力に推進するとともに、覚せい剤等の薬物取締りの強化及び薬物乱用防止の普及啓発を推進します。

また、銃器の効果的な取締りの在り方について更に検討を進めるとともに、国際組織犯罪防止条約を補足する銃器議定書の締結に向けた法整備等の銃器対策を強力に推進します。

国民の不安を増幅させている振り込め詐欺等の匿名性の高い知能犯罪や社会的弱者をねらったヤミ金融事犯への対策を進めるとともに、高性能のDNA型自動分析装置や捜査を支援するシステムを整備することにより、捜査の高度化、効率化等を推進し、重要犯罪等の捜査を強化します。

さらに、犯罪の国際化に対処するため、外国との犯罪人引渡条約や刑事共助条約の締結等により、国際犯罪組織や国外に逃亡した犯罪者への対策を強力に推進します。

(三) 組織犯罪・サイバー犯罪対策及びテロ対策の充実強化

暴力団や外国人犯罪組織等による組織犯罪やコンピュータを悪用したサイバー犯罪が頻発し、わが国の治安悪化の要因となっています。また、国際テロ組織によるテロの防止にも万全を期す必要があります。これらの犯罪は、容易に国境を越えて行われるため、国際社会と協力して対処する必要があります。

わが党は、このようなテロを含む組織犯罪やサイバー犯罪に適切に対処できるようにするための法案の早期成立を図ります。

テロ対策で最も重要なのは、テロを未然に防止することです。昨年の通常国会では、テロリストの入国を未然に、そして確実に防ぐため、上陸審査時に外国人に指紋等の個人識別情報の提供を義務付けるとともに、テロリストの入国等の規制を適切に行うための退去強制事由の整備等を行う入管法の改正案を可決・成立させました。しかし、テロの脅威は世界に拡散する傾向にあり、わが国においても、国際テロの脅威は予断を許さない状況にあることに加え、平成20年にはわが国においてG8サミットの開催も予定されています。

今後も引き続き、厳格な出入国審査の徹底を図るなど、テロの未然防止に向けての対策を充実強化します。

1 出入国管理体制の充実・強化を推進し、不法滞在外国人を五年間で半減

わが党が政権公約2003で掲げた「不法滞在外国人を五年間で半減すること」は、その後、

政府の方針となり、スタートからすでに3年を経過しました。

平成16年1月現在、わが国に潜在する不法残留者は、219,418人でありましたが、同17年には、207,299人、同18年には、193,745人、そして本年1月現在では、170,839人と着実に減少しており、約2万5千人の不法入国者と合わせて、19万5千人程度まで不法滞在外国人は減少しました。

わが党が政権公約2005で掲げたバイオメトリクス（生体情報）を活用した出入国管理の厳格化について、昨年の通常国会で入管法改正案を可決・成立させましたが、本年秋、同改正入管法の施行により、いわゆるリピーターや偽変造旅券を行使して入国を企てる外国人を水際で確実に阻止し、今後、加速度的な不法滞在者の削減が見込まれています。

また、引き続き厳正な入国管理と摘発体制の強化のため、入国管理局職員的大幅な増員を行い、残りの2年間で確実に目標である不法滞在者の半減を達成します。

2 海上保安体制の充実強化

海洋権益の保全、沿岸水域の監視警戒等に適切に対応するため、老朽・旧式化が進んだ巡視船艇・航空機について緊急かつ計画的な代替整備や人的整備を進めるとともに、巡視勢力の効率的・機動的な運用を図り、引き続き海上における国民の安全と安心の確保に万全を期します。

3 安心・安全なユビキタスネット社会の構築

地域の児童の安全を確保するため、電子タグ等を利活用した「子供見守りシステム」の普及を推進し、安心・安全な地域社会を実現します。

また、インターネット上の違法・有害情報やウィルス、迷惑メール等への対策を進め、企業のセキュリティ対策の充実、国民が情報通信ネットワークを安心して気軽に利用できるよう政府・地方公共団体、重要インフラ情報セキュリティの確保に努めます。

さらに、全ての国民がユビキタスネット社会へ参加することができるよう、ICTのリテラシー（読み書き能力）の向上、誰でも使いやすいICT技術の開発、字幕放送の普及などを促進します。

4 サイバー空間の安全確保等

インターネットを悪用した犯罪の頻発等が国民に大きな不安を与えていることから、インターネットカフェ等を利用したサイバー犯罪への対策や違法・有害情報への対策を進め、安全・安心なインターネット空間づくりを推進します。

また、ファイル共有ソフトを通じた個人情報の流出事案等の絶無を期するため、自動暗号化ソフトウェアの導入等の情報セキュリティ対策を強力に推進します。

(四) 子どもを犯罪被害から守り、少年の非行を防止するための対策の強化

子どもが犯罪に巻き込まれる悲惨な事件が後を絶たないことから、子どもを取り巻く環境の安全を確保するため、学校や登下校時の安全の確保や通学路等の整備、犯罪を起こしにくい環境の整備等を進めます。

また、少年による凶悪重大な事件が発生していることから、少年サポートセンターの活動を活性化することなどにより少年の立ち直り支援を進めるとともに、少年の健全な育成に向けた取組を促進します。

地域の児童の安全を確保するため、電子タグ等を利活用した「子供見守りシステム」の普及を推進し、安心・安全な地域社会を実現します。

(五) さまざまな事故・被害者への対策の強化

1 交通安全対策

近年、交通事故は減少傾向にあるものの、今なお、年間の死者数は 6 千人を超え、負傷者数は年間で 110 万人近くにも達しています。

わが党では、飲酒運転の根絶、悪質・危険運転者対策、高齢者の交通事故防止対策、交通安全施設等の整備、交通安全思想の普及徹底等の総合的な交通安全対策を充実させ、国民の切実な願いであり、かつ、道路交通安全の究極の目標である、「交通事故のない社会」の実現を目指します。

2 飲酒運転の根絶

依然として後を絶たない飲酒運転の根絶を図るため、飲酒運転の指導取締りの徹底、広報啓発活動の強化等を推進するとともに、悪質な交通違反を繰り返す運転者に対する対策を強化します。

3 「振り込め詐欺」被害者の救済

振り込め詐欺など銀行預金口座等を悪用した犯罪は未だに続いており、その被害者の救済が課題となっています。このため、被害金を簡易かつ迅速に返還するための法的枠組みとして「振り込め詐欺被害者救済法案」を整備し、先の国会に提案し、この法案の一日も早い成立とその施行を目指します。

4 多重債務者問題の解決

わが国では、消費者金融の利用者が少なくとも約 1,400 万人、そのうち多重債務状態に陥っている方は 200 万人超に上ると言われています。このような深刻化した多重債務問題を解決するため、改正貸金業法を円滑に実施し、3 年以内に消費者金融等の上限金利を引き下げるとともに(29.2% 15~20%) 返済能力を超えた貸付の禁止を徹底します。また、業者の参入規制、行為規制、説明義務の強化等により、新たな多重債務者をゼロにし、悪

質業者の根絶を図ります。更には、全国約 500 の自治体等に多重債務者問題に対する相談窓口を設置するなど、既存の多重債務者の救済にも全力を注ぎます。

5 自殺防止総合対策の推進

わが国における自殺死亡者数は、平成 10 年に 3 万人を超え、その後も高い水準で推移しています。こうした状況を受け、平成 17 年 7 月に参議院厚生労働委員会において、わが党のイニシアティブの下、自殺予防を社会全体の問題として取り組むべきとする国会決議を行いました。また、平成 18 年 6 月には、わが党が中心となり作成した、自殺対策を総合的に推進して、自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実等を図ることを目的とする自殺対策基本法が成立し、同年 10 月に施行されました。

同法の施行を受け、本年 6 月には、国民の御意見等を踏まえた自殺総合対策大綱が策定されました。今後、うつ病対策と併せ、働き方の見直しや何度でも再チャレンジできる社会を創り上げて行くことなど、社会的要因も踏まえ、自殺防止対策を総合的に推進します。

6 犯罪被害者等のための施策の充実

わが党の主導により議員立法で成立させた「犯罪被害者等基本法」の理念に基づき、犯罪被害者等の尊厳を守り、個々の事情に応じた途切れのない支援等の施策を強力に推進し、犯罪被害者、ご遺族、ご家族への精神的・経済的支援など、犯罪被害者のための施策を充実させていきます。

(六) 住宅・生活用品等の安全確保

1 バリアフリー社会の実現

高齢者・障害者等が安心して暮らすことのできる生活環境を実現するため、昨年 12 月に施行されたバリアフリー新法に基づき、公共交通機関、歩行空間、都市公園、住宅・建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化を推進します。このため、鉄道駅におけるエレベーター等の設置、ノンステップバス等の導入促進、福祉タクシーの普及促進等総合的な公共交通機関のバリアフリー対策を推進するとともに、車いすでも利用可能なトイレの設置等による公園施設のバリアフリー化、エレベーターや幅の広い廊下等の整備による建築物のバリアフリー化を進め、また、これらの高齢者、障害者等が利用する施設を結ぶ歩行空間において、市街地部での幅の広い歩道の整備、歩道の段差の改善、無電柱化等のバリアフリー化を強力に推進します。さらに、住宅のリフォームを支援すること等によりバリアフリー化を推進します。また、一日あたりの平均的な利用者数が 5,000 人以上ある駅等について、平成 22 年までに原則としてすべてバリアフリー化するとともに、利用者数 5,000 人未満の駅等についても、地方の時代に応えるため積極的にバリアフリー化を進めます。

2 製品安全法令による安全性の確保

昨今、製品事故が相次ぎ、製品安全に対する社会の関心が高まっている状況を踏まえ、昨年、消費生活用製品安全法を改正し、製造事業者や輸入事業者に対して国への重大製品事故の報告を義務付け、国が報告された事故情報を迅速に分析・公表する制度を新設しました。当該制度を活用するとともに、消費生活用製品安全法、電気用品安全法等の製品安全法令に基づき、製品製造時の安全基準の設定や製品の試買テスト等の実施を通じて、製品の安全性を確保していきます。

また、使用年数の経過とともに製品が劣化したことによって生じた事故事例が見受けられており、今後は、このような事故を未然に防止するための対策を早急に検討します。

3 消費者団体訴訟制度の円滑な導入

本年 6 月に施行される消費者団体訴訟制度の円滑な導入を図るために、制度の普及・啓発等に努めます。

4 国民生活センターの情報収集・提供及び紛争解決等に関する中核的な機関としての役割の実現

社会環境の変化等を踏まえ、国民生活センターの在り方等について見直しをはかるとともに、同センター等における紛争解決機能の充実・強化に向けた法的仕組み等について検討を行います。

5 一連の産業事故への対応について

最近、大きな工場等の現場における事故が多発しております。安全第一が企業活動において最大限配慮されるべきものであり、工場が立地する地域の住民の安全、地域経済への影響などを考えると、産業事故の多発という事態は憂慮すべき問題です。

またこうした中、製造現場を見るに、団塊世代が大量に退職するいわゆる 2007 年問題に対応し、産業保安に係る団塊世代の技術やノウハウがきちんと次なる世代に伝承していかれるか懸念があるところです。党として、産業界に対し、安全は企業の責務であるという観点のもとに一層の取組を求めます。

6 事業者や消費者による自主的な取組の促進

製品の安全性を確保するためには、製品安全法令に基づく取組に加え、事業者や消費者による自主的な取組の促進が重要であり、事業者に対しては、製品寿命を考慮した製品事故の未然防止のための自主的な取組を促していきます。また、消費者に対しても、製品の安全な使い方等を周知するための普及・啓発活動等を通じて、製品安全に対する意識の向上を図っていきます。

このような取組を通じて、事業者や消費者が、それぞれの事業活動や消費生活において

安全・安心を重要な価値とする「製品安全文化」の定着を図っていきます。

(七) 食育・食品の安全

1 食育の推進

国民の食生活をめぐっては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加等様々な問題が生じています。このため、食育を知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが必要になっています。

そこで、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむため、食育基本法や食育推進基本計画などに沿って食育を国民運動として総合的かつ計画的に推進します。

2 「食育」 - 食べる・つくる・育む

国民の心と体の健康を守り、豊かな人間性を形成し、健全な食生活を実現するための「食育」を推進します。「食事バランスガイド」を活用した「日本型食生活」の普及、「教育ファーム」をはじめとする農林業体験活動や地産地消などを進め、「食育」を国民的な運動としてさらに展開していきます。こうした取組を通じて食文化の継承や食料自給率の向上にも貢献します。

3 食品の安全確保

BSE問題、輸入食品の残留農薬問題への対応等、科学に基づいた食の安全と消費者の信頼の確保に努め、食品に残留する農薬等に関するポジティブリスト制の導入に対応した体制強化を図り、食品健康影響評価に万全を期します。また、食品の安全性の確保のための取組について、より一層国民の理解を深めるため、リスクコミュニケーションの一層の充実を図ります。

(八) 「もったいない」の心に戻る

1 「もったいない」の心を踏まえた3Rの推進と不法投棄対策

わが国において先進的な循環型社会の構築を一層進めるため、「循環型社会形成推進基本計画」を見直して新たな計画を策定するとともに、循環型社会形成推進交付金の活用などにより廃棄物エネルギー利用やバイオマス利活用を進め、循環型の地域づくりを加速します。また、食品リサイクル法を改正し食品廃棄物のリサイクルと発生抑制を一層推進するとともに、容器包装リサイクル法の改正を受け、レジ袋削減をはじめ容器包装の3R（発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））のさらなる推進を図ります。

また、国際的に3Rを推進していくため、資源生産性の評価手法等の国際整合化に向けた

取組、G8 洞爺湖サミットに向けた 3R イニシアティブの行動計画案の作成、循環資源の適正な越境移動の確保のための取組を進め、国際的なリーダーシップを発揮していきます。

効率的な生活排水対策を進めるため、浄化槽の普及促進を進めます。

また、産業廃棄物の適正処理を確保し不法投棄を撲滅するため、優良な処理業者の育成、電子マニフェストの普及促進、石綿廃棄物の無害化処理の促進、低濃度 PCB 汚染物の処理方法の確立等を進めるとともに、ごみ不法投棄対策を国民的な運動として推進していきます。

2 循環型社会の実現に向けた廃棄物・リサイクル対策の推進

家電、自動車等、各種リサイクル法の強化等を通じ、「3R」の取組の高度化を推進し、製品のライフサイクル全体における新規資源投入量や環境負荷の最小化を目指します。

3 生活環境の保全

都市における環境対策として近年顕著になっているヒートアイランド現象の解消に向けて、環境等への影響調査を行うとともに、屋上緑化・壁面緑化等の対策モデル事業を促進します。また、改正自動車 NOx・PM 法に基づく施策の推進、低公害車の普及・促進、持続可能な交通体系の構築などの交通環境対策を進めます。

自然の恵み豊かな沿岸域（いわゆる「里海」）の創生や、それぞれの湖沼の特色に応じた豊かな湖沼環境の再生を図ります。また、工場跡地等の土壤汚染について、調査・浄化対策を着実に進めるとともに、土壤汚染対策制度の見直しに着手します。

化学物質対策については、近年の国際的動向を踏まえ、平成 21 年度を目途に化学物質管理制度を見直すとともに、地域におけるリスクコミュニケーションの支援をはじめ一層の強化を図ります。

水俣病問題の解決、アスベスト被害者の救済に取り組むなど、公害健康被害対策を着実に実施します。

国内における毒ガス問題について、環境調査など必要な対策を引き続き推進します。

（九） 司法制度の改革・強化

1 日本法の法制度の海外発信と国際社会での信頼の獲得

社会のグローバル化・ボーダレス化が急速に進む中、日本の法制度が、国際社会で正しく理解され、日本法の透明性・先進性について、国際社会の信頼を得ることが重要です。

そこで、わが党は、日本の法制度を日本語のみでなく国際言語で広く海外発信し、国際社会での信頼性を高めることにより、企業の海外進出や対内投資を促進し、日本法ブランドの海外定着を図っていきます。

その基盤整備の第一歩として、平成 20 年度までに 250 本以上の日本法を集中的に英語訳し、ウェブサイト等を通じて海外へ本格的に提供していきます。

2 新たな法曹養成制度の充実とそのフォローアップ

21世紀の司法を支えるためには、職業としての法曹の質と量を大幅に充実させることが不可欠です。そこで、法学教育、司法試験、司法修習が有機的に連携した「プロセス」としての新たな法曹養成制度を充実させるとともに、その適切な運用の確保に向けたフォローアップをしていきます。

3 裁判員制度の円滑な実施に向けての取組の推進

平成21年までに始まる裁判員制度が円滑に実施されるためには、同制度についての国民の理解と関心を深め、刑事裁判への主体的参加を可能とする措置を講じる必要があります。

このため、広報活動の推進、国民の参加を容易にする環境の整備、法教育の充実などさまざまな取組を推進します。

4 全国どこでも法による紛争の解決に必要なサービスの提供が受けられる社会の実現

平成18年4月に設立され、同年10月から業務を開始した日本司法支援センターは、全国どこでも法的トラブルの解決に必要な情報やサービスが受けられる社会の実現を目指し、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援等の様々な業務を行っています。

わが党は、同センターがより多くの国民に利用され、その信頼に応える存在となるよう、提供するサービスの質の向上を図るため、同センターの更なる体制の充実強化を推進します。

5 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化

国民本位の観点から、各種分野の専門家が活躍し、多様で魅力ある裁判外紛争解決手続を身近に利用できる社会を実現するため、認証紛争解決サービス「かいけつサポート」の一層の充実・強化を図るとともに、裁判外紛争解決手続全体の拡充・活性化を推進します。

(十) 日本型社会保障制度を構築するために

1 国民の安心・安全のための社会保障制度の確立

わが国は、国民皆保険・皆年金体制を基軸とした社会保障制度を構築し、安定した社会経済を築く一方で、世界一の長寿国として揺るぎない地位を占めています。少子高齢化が進展する中であっても、年金、介護、医療などの社会保障制度に思い切った改革を断行し、将来に渡って国民の安心と信頼を獲得する制度の確立に努めてきました。

また、景気低迷に伴う雇用情勢の悪化に対しても、政府・与党一体となって機動的な雇用対策を講じ、有効求人倍率が1倍を超えるまでに回復してきました。

今後は、「美しい社会づくり」を基本に、社会保障制度については、守りから攻めの姿勢に転じ、日本型社会保障の構築を目指していきます。

また、人口減少が進行する中で、誰もが年齢や性別、障害の有無にかかわらず、仕事と

生活の調和を図りながら働くことのできる社会づくりに取り組んでいかなければなりません。

自由民主党は、こうした時代の要請に応え、国民の幸せの実現に向けて、誰もが自分らしく暮らし、働き、子育てや地域活動に取り組むことのできる社会を実現することを約束します。

2 医師不足問題への早急な対応・地域医療の再構築

全国各地の医師不足の声を真剣に受け止め、「地域の医療が改善されたと実感できる」実効性のある緊急医師確保対策を講じます。

緊急臨時的に医師を派遣する国のレベルのシステムを構築し、医師不足地域に対し、第一陣を派遣したところですが、今後とも地域の要請を受け積極的にこの緊急医師団を派遣します。また医師が不足している地域や診療科で勤務する医師の養成増を行います。あわせて、臨床医を養成する医育機関のあり方についても検討します。研修医が都市に集中することを是正するため臨床研修病院の定員の見直しを図ります。病院に勤務する医師の過重労働を解消するための勤務環境の整備を進めるとともに、女性の医師などが働きやすい職場環境の整備を促進します。さらに、医療リスクに対する支援、患者にとって安心・安全な医療の確保や産科補償制度の早期実現、不幸な医療事故の再発防止に資するために、医療事故の原因調査などの仕組みについて創設します。

3 救急医療の拡充

地域医療が国民の安心の基盤としてさらにその機能を発揮できるよう、救命救急センター、医師や看護師を乗せて救急患者を応急処置しながら運ぶドクターヘリ導入促進事業などに対する助成や小児初期救急センターの整備など、病院や開業医などすべての医療関係者の参加の下で、小児救急医療体制をはじめとする救急医療体制の一層の充実を図ります。

4 国民が安心・信頼して受けられる医療の確保

わが国の医療制度は、世界最高水準の平均寿命と高い保健医療水準を実現し、国際的にも高い評価を受けています。

急速な高齢化の進展に伴う医療費の増加が見込まれる中においても、国民皆保険制度を維持し、安心して良質な医療を受けることができる体制を構築していくことが不可欠です。

このため、先般成立した医療制度改革法に基づき、新たな高齢者医療制度の創設など、超高齢社会を展望した医療保険制度体系の見直しを行うとともに、医師確保対策の推進のほか地域における医療の連携体制の構築や医療情報提供体制の充実など、質の高い医療サービスが適切に受けられる体制整備を進めます。

5 社会保険庁解体の断行と年金記録問題への徹底対応

社会保険庁の親方日の丸の感覚によって引き起こされた度重なる不祥事を踏まえ、国民の信頼を回復するため、社会保険庁を廃止・解体し、6分割する。これにより、公的年金についての責任は今後とも国が担いつつ、その運営実務は、社会保険庁の旧弊を一掃し、新たな非公務員型の新法人（日本年金機構）に行わせることとします。また、新法人の業務についても、民間委託を積極的に行い、一層の合理化・効率化とサービスの向上を図ります。また、全ての被保険者に対して「ねんきん定期便」を送付するほか、住民基本台帳ネットワークとも連携し、コンピューターシステムの刷新やカードシステムの導入など、平成23年度にも新たな年金記録管理システムの構築を図り、情報提供を強力に推進していきます。

政府が管理する年金記録のうち、基礎年金番号に統合されていない15,000万口については、一年以内にすべての名寄せを完了するなど、直ちに徹底的に精査をします。また、全国民が本来受け取ることができる年金を全額間違いなく受け取れるようにするため、5年の時効を超えた場合でも受給可能とし、これにより年金の確実な給付を行います。このような問題を起こしてきた社会保険庁の責任は極めて重大であり、問題発生の原因や責任の所在についての調査・検証を早急に行うなど、政府・与党一体となって年金記録問題に徹底的に対応し、年金に対する国民の不安を解消します。

6 将来とも安定した年金制度の構築

わが国の公的年金制度は、老後の所得保障の柱として、名実ともに国民生活に欠くことのできない重要な役割を果たしています。年金制度については、給付と負担の両面から平成16年に改革を行い、将来にわたって国民の信頼に応えられる年金制度を構築しました。

年金制度については、国民皆年金を堅持するため、平成21年度までに基礎年金国庫負担割合の2分の1への引上げを実現するための法整備を図ります。さらに、官民格差の是正を図るため、公務員なども民間サラリーマンが加入する厚生年金に加入することとし、被用者年金制度の一元化を推進します。このため、所要の法案を国会に提出しています。また、この法案により、厚生年金の被保険者の範囲を正社員に近いパート労働者の方々にも拡大し、老後の年金保障の充実を図ります。こうしたことを通じて、年金への信頼と安心を一層強化していきます。

7 介護保険制度の着実な実施で老後不安の解消

介護保険施行後7年が経過し、さらに制度の定着を図るとともに、高齢者の方々がより長く、元気に生活を楽しめるよう、介護予防を推進します。また、できる限り住み慣れた地域での生活が継続できるよう、地域密着型サービスなどを拡充し、「地域ケア」体制を構築します。さらに、認知症高齢者対策や、ユニットケアの推進等による施設サービスの質の向上にも積極的に取り組みます。

8 世界最高水準の医薬品・医療機器の提供

世界最高水準の医薬品・医療機器を迅速に国民に提供し、関連産業を日本の成長牽引役としていくため、医薬品・医療機器の研究開発から販売・使用に至るまでの一貫した施策を推進してまいります。

9 がん対策の推進

昨年制定された「がん対策基本法」に基づく「がん対策推進基本計画」により、がん対策に取り組みます。具体的には、「がんによる死亡者数の減少」及び「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の向上」を目指し、特に、専門医等の育成を含めた放射線療法及び化学療法の推進、治療の初期段階からの緩和ケアの推進、がん登録の推進に重点を置きつつ、がんの予防及び早期発見、医療機関の整備、がん医療に関する相談支援及び情報提供、がん研究など、患者・国民の視点に立って、がん対策を総合的かつ計画的に推進します。

10 新健康フロンティア戦略の推進

わが国は、豊かさとともに世界一の長寿国となりました。一方で、都市化、核家族化、少子化などが進む中、国民それぞれが多かれ少なかれ自分の健康について問題を抱えているのが現状です。このような状況の中、それぞれの立場に応じて自ら健康対策を行うことが重要であり、一昨年に与党が取りまとめた「健康フロンティア戦略」をより進めるものとして、本年4月に「新健康フロンティア戦略」が策定されました。「子どもの健康」「女性の健康」「メタボリックシンドローム克服」「がん克服」「こころの健康」「介護予防」「歯の健康」「食育」「運動・スポーツ」「家庭・地域」「人間活動領域拡張」「研究開発」の12の分野を取り上げ、それぞれの分野において、強力に対策を進め、健康寿命を延ばし、生涯現役で充実した人生を送るための施策を進め「健康国家」の創造に向けた挑戦を続けていきます。また、生涯を通じた8020運動の推進を行ないます。

11 肝炎対策の推進

肝炎の早期発見、早期治療、治療水準の向上を図るため、検査体制の充実、安心して受診できる医療の確保など、総合的な肝炎対策に取り組みます。

12 新型インフルエンザ・はしか等から国民を守る国づくり

新型インフルエンザは、国際的な状況を見ても予断を許さない状況となってきました。医療体制の確保、抗インフルエンザ薬やワクチンの確保など、新型インフルエンザの脅威から国民を守るべく、万全の対応を講じます。

また、予防接種の励行や発生状況の監視、必要なワクチンの確保などを通じて、はしか等の集団発生や感染拡大の防止に努めます。

13 障害者施策の充実・拡充

障害者施策については、障害者サービスの利用をさらに促進するため、利用者負担の軽減や事業者への激変緩和など、1200億円の特別対策を実施したところです。今後は障害者福祉施策の充実・拡充を目指しつつ、「障害者自立支援法」の円滑な運用のための制度の見直しを含め、障害のある方が安心して暮らせるよう取組みます。

14 原爆被害者対策の推進

人類唯一の被爆国であるという事を踏まえ、被爆者の方々への支援策の充実について早急に検討を進めます。

(十一) 女性と子育てにやさしい社会をつくるために

1 子育て家庭支援対策の拡充

2030年以降の若者人口の大幅な減少を視野に入れ、本格的に少子化に対抗するため、すべての子ども、すべての家族を、世代を超えて国民みんなで支援する「国民総参加の子育てに優しい社会」の実現を目指し、「子どもと家族を応援する日本」という重点戦略を策定します。

2 乳幼児加算の創設、ファミリー・サポート・センターなど子育てを地域社会で支える体制づくり

少子化の流れを変えるため、子どもを持つこと、育てること自体に喜びや大きな価値を感じることができる社会の実現を目指し、先般の児童手当法改正において乳幼児加算を創設し3歳未満の児童に対する手当額を一律1万円としました。また、地域で子どもが育つ環境を作っていくため、生後4ヶ月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）の実施や「子育てひろば」など地域の子育て支援拠点の拡充、「放課後子どもプラン」の全小学校区への普及、「ファミリー・サポート・センター」による地域での子育ての支えあいや「子育てパパ応援事業」による父親の育児参加の推進にも取り組み、家庭における子育てを地域社会でしっかりと支える体制を構築します。

3 待機児童ゼロ作戦の推進と延長保育など多様な保育サービスの拡充

保育所待機児童の解消を目指す「待機児童ゼロ作戦」を平成14年度より推進した結果、保育所の受け入れ児童数について、平成16年度までに目標を上回る15.6万人増加させることができました。引き続き「待機児童ゼロ作戦」を推進し、待機児童の解消に向けて取り組めます。また、延長保育、休日保育、一時保育や家庭的保育（保育ママ）等の多様な需要に対応した保育サービスを拡充します。

4 障害児、病児・病後児保育の拡充

障害児保育や、病児・病後児の保育のニーズの高まりに対応するため、障害児の受け入れに当たっての職員の重点配置など地域の実状に応じた地方自治体の取組や、個々の保育所における病児・病後児保育の実施など保健環境向上の取組に対する支援を充実します。

5 子育てと仕事の両立のための環境づくり

先般の雇用保険法の改正により育児休業給付を休業前の賃金の4割から5割に引き上げるとともに、育児休業取得者等に対して企業独自の給付を行った事業主に対する助成制度を創設しました。これに加えて、育児休業や子育て期の短時間勤務など子育てと仕事の両立を支援する制度を利用しやすい職場環境づくりや事業所内託児所への支援を推進します。

6 虐待から子どもたちを守る

児童相談所や市町村の体制の一層の強化を図り、地方自治体と、警察、教育機関などの関係機関、地域住民が力を合わせて、児童虐待により子どもが命を落とすことのない社会を目指します。また、配偶者からの暴力被害者への施策については、再チャレンジ支援総合プランにも盛り込み、対策の充実を図ります。

7 子どもたちが適切に養護を受けられる仕組みの充実

虐待などにより家庭において養育を受けることが困難な子どもたちを支えるため、里親、施設などの社会的養護の体制整備を推進します。また、施設内虐待の防止等のため、子どもの権利擁護の強化のための仕組みを導入します。

8 ワーク・ライフ・バランスのとれた生き方の実現

すべての働く人が、子育てとの両立など仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生き方を選択できるよう、長時間労働の是正やテレワークの推進、子育てと仕事の両立支援制度を利用しやすい職場環境づくりの推進など、働き方の改革を推進します。

さらに、働く人の健康や生活にも大きな影響を与えている深夜営業等のあり方についても検討します。

9 女性の意欲・能力を活かせる環境づくり

希望する女性が、出産・育児期を通じてキャリアを継続することができるよう、働く女性の能力が十分に発揮できる雇用環境を整備するとともに、女性の活躍を推進する企業を積極的にサポートします。また、女性の起業に対する支援を拡充します。

また、マザーズハローワークの機能強化と全国展開を行い、子育てしながら早期の再就職を希望する女性に対する相談・助言を充実します。

さらに、近年の離婚の急増など母子家庭をめぐる諸状況の変化に対応し、母子家庭等の

自立を促進するため、子育て・生活支援、就労支援、養育費の確保、経済的支援などの総合的な母子家庭等対策を推進します。とくに就労支援については、再チャレンジ支援策の一環として施策の推進を図ります。

10 特別支援教育の更なる推進

発達障害を含む障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばすため、一人ひとりの教育的ニーズや障害の状態に応じた教育を推進することが重要です。このため、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、通級指導の充実に努め、特別支援教育の推進のための教職員配置の充実を図ります。

また、医療、保健、福祉、労働等と連携・協力しながら、とくに幼稚園や高等学校も含め、就学前から就労まで一貫した各種支援施策を推進するとともに、看護師やPT（理学療法士）、OT（作業療法士）、ST（言語聴覚士）等の外部専門家の活用を促進するなど、特別支援教育の一層の推進を図ります。

（十二） 再チャレンジと努力が報われる社会をつくるために

様々な事情や困難を抱える人たちも含め、挑戦する意欲を持つ人が、就職や学習に積極的にチャレンジできるよう、「再チャレンジ支援総合プラン」(237 施策、19 年度予算 1,720 億円)に基づき全力を挙げて取り組む。

1 若年者等の雇用機会の確保

雇用対策法の改正により、事業主の努力義務となっている労働者の募集・採用に係る年齢制限を禁止し、若者、女性、高齢者の就職機会を拡大します。

とくに、就職氷河期に正社員になれなかった年長フリーター等の若者の職業能力開発を進め、人手不足感の高まっている中小企業等とのマッチングを図るため、以下の取組を進めます。

キャリア・コンサルティング機能付きの携帯サイトを立ち上げ、就職活動を支援
全国のジョブカフェで、求人ニーズが高い分野の短期訓練を組み込んだ就職支援を展開

座学とOJTを組み合わせ、「働きながら学べる」デュアル訓練を積極的に推進
トライアル雇用の活用、人材投資促進税制により、企業の教育訓練投資を促進
職業能力評価基準（ホワイトカラーも含めた仕事力のモノサシ）の普及・定着

2 団塊の世代の意欲や活力を活かし、その技能を次世代に継承できる仕組みづくり

団塊の世代が60歳を迎えます。

大都市部で定年等を迎え、ふるさとで再就職を希望する人を支援するとともに、経験や人脈をもとに起業に挑戦する団塊の世代を資金面でサポートします。さらに団塊の世代が

活躍できる新たな職場の開発を進め、仕事を通じ意欲と能力を活かせるようにします。

また、これまで、ものづくりの現場を支えてきた団塊の世代の有する熟練した技能・技術を、次世代を担う若者等に円滑に継承する取組について、行政機関、産業界、教育界など関係者一体となって進めます。

3 高齢者の活躍の場の一層の拡大

高年齢者雇用安定法に基づく雇用確保措置は 8 割以上の企業で導入されており、60～64 歳層で働いている人の比率は 55%と国際的にみて高い水準を保っています。今後、高齢者雇用を一層進めていくため、募集・採用に際しての年齢制限を禁止し、ハローワークにおける指導を強化します。さらに、「70 歳まで働ける企業づくり」を目指す事業主をモデル事業で後押しし、働く高齢者の大幅増を目指します。

また、高齢者が生きがいを持って働いていけるよう、シルバー人材センターの一層の活用や農林漁業への就業を支援し、いくつになっても働ける社会を実現します。

4 障害者の就労支援の抜本的強化

障害者が生き生きと働くことができる社会を目指し、企業や官公庁における障害者雇用に関する理解の促進や働く環境の整備、障害者向けの会社の設立（特例子会社の設立）等を進めます。

先般とりまとめられた「成長力底上げ戦略（基本構想）」を踏まえ、障害者の就労支援の抜本的強化を図ることとし、就業面及び生活面の一体的な支援を行う「障害者就業・生活支援センター」をすべての障害保健福祉圏域に設置するとともに、ハローワークを中心とした「チーム支援」の体制・機能を強化します。各省庁・自治体においても、障害者が一般雇用に向けて経験を積む「チャレンジ雇用」を推進・拡大します。また、関係者の意識改革を図り、障害者も健常者もともに働き、暮らす共生社会を形成するための情報提供・支援のネットワークの構築を推進します。

さらに、障害者の雇用を一層促進するため、障害者雇用法制を見直します。

5 働く人の公正な処遇に向けた取組み強化とそれに相応しい表現の普及・定着

多様な働き方を可能とする環境整備を進めた結果、ピーク時に 5.5%まで上昇した完全失業率は 3.8%まで低下しています。同時に、いわゆる正社員と同様の仕事をしながら、著しく低い処遇に置かれた労働者が増加している問題にも適切に対応することが求められています。

まずは、労働者派遣及び請負の不正に対する監督の強化、雇用対策法の改正による外国人の雇用状況に関するハローワークへの報告の義務化、研修・技能実習制度の適切な運用の徹底など既存制度の実効性を確保し、働く人の労働条件の確保を図ります。

同時に、改正パート労働法の着実な施行を通じ、多様な働き方相互にバランスの取れた

公正な処遇を実現します。

さらに、働き方が多様化する中で、「一般雇用」と「パート雇用」、「有期契約雇用」、「派遣雇用」、「高齢者再雇用」等の雇用形態に適切に対応した政策を展開し、一人ひとりの働き方に応じた公正な処遇を実現します。その上で、個々の働き方の実態を正確に表す呼称が定着するよう進めます。

6 パート労働者の待遇改善、最低賃金の引上げ

パート労働者一人ひとりが安心して納得して働くことができ、希望すれば正社員への道が開けるようにするため、改正パート労働法を着実に施行し、パート労働者の働き方に応じた均衡待遇の確保や正社員への転換を推進します。

パート労働者をはじめとする勤労者の賃金の「底上げ」を図るべく、最低賃金制度がセーフティネットとして十分に機能するよう、39年ぶりに最低賃金法を改正し、法改正の趣旨に沿った適切な引上げを早急を実現します。

とくに、下請取引の適正化、生産性向上を支える人材の確保や育成等の中小企業支援策を強力に推進するなど、中小企業における賃金の引上げや自営業者の活性化に向けた環境を整備します。

こうした取組を通じ、わが国雇用労働者の88%を占める中小企業労働者が報われる社会を目指します。

7 地域雇用対策の推進

雇用情勢に地域差が見られることを踏まえ、地域雇用開発促進法の改正により、雇用情勢がとくに厳しい地域での雇用機会の創出を支援するとともに、地域自らが行う魅力的な雇用の場の創出のための取組を支援するなど、地域雇用対策を積極的に推進します。

(十三) 地域を活性化するために

1 構造改革特区の推進

構造改革特区については、地方公共団体や民間事業者等から10回に渡って募集した提案を踏まえ、農業、教育、医療といったこれまで困難とされてきた分野も含め、特区の特例措置として211、全国措置として370の規制改革を実現してきました。また、現在までに943の特区計画を認定し、さらに、特区で講じられた規制の特例措置については、評価委員会の評価等を踏まえ、120の規制の特例措置について全国展開することを決定しています。

さらに、本年、法施行から5年目を迎えたことから、地域の声を踏まえて制度の見直しを行い、制度の充実を図ったところです。特区は、構造改革をさらに加速させるための一つの突破口であり、かつ、地域活性化の重要な手段であることから、地方や民間の関心も高く、引き続き、提案を実現するためにはどうすべきかを検討を行い、特区で実現できる規制の特例措置を追加・充実するとともに、特区計画の認定を進めます。とくに、アジア・

ゲートウェイ構想、イノベーション 25 などの重要な長期戦略指針において、特区制度の積極的な活用を図ります。また、特区において講じられた規制の特例措置については、評価の結果に応じ、全国展開等を図っていきます。

2 地域再生の推進

地域の自主・自立の取組によって地域経済の活性化や雇用の機会の創出など、地域は持続可能な活力の再生を図り、国はそうした取組を加速するため地域にとって魅力的な施策を充実させるなど、地域再生の取組を一層強化します。

平成 17 年 3 月に地域再生法を制定することにより、地域における経済基盤の強化又は生活環境の整備のための地域再生基盤強化交付金や、補助対象施設の転用手続きの一元化・迅速化などを図り、合計で 868 件の地域再生計画を認定しました。今後は、地域のやる気、知恵・工夫をいかした活性化への取組に対する政府一体となった支援を強化するため、平成 19 年 2 月にとりまとめた「地域再生総合プログラム」を推進します。これにより、地域の雇用再生、地域の再チャレンジの推進、地域の知の拠点再生などの分野を中心に、地域再生計画と連携する支援措置の充実を図るとともに、地域再生計画の認定を着実に進めます。

「地域再生総合プログラム」の中で示された「地域のつながり再生プログラム」等も踏まえ、自治会、農山漁村集落、企業、大学、非営利法人等の多様な公共の担い手の育成を推進し、地域における人々のネットワーク、信頼といった「ソーシャル・キャピタル」の充実を図ります。

3 自立した個性ある地域の形成のための基盤整備

国土形成計画の考え方に沿って、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律」等に基づき、地域活性化を支える基盤整備と地域づくりに対する支援等、ハード・ソフト一体の幅広い支援メニューにより、民間と連携した地域の発意による広域的な地域活性化戦略を総合的に支援します。さらに、二地域居住等を推進し、地域の活性化を図ります。

また、都市構造の再編を図るための環状道路や地域間の交流を促進する高速道路ネットワークの整備、空港機能及び国際港湾機能の強化、広域的な都市鉄道ネットワークの形成を図るための支援策等による幹線交通体系の整備、地域公共交通の活性化・再生に関する総合的な支援、地方公共団体や事業者等の関係者が一丸となった「都市・地域総合交通戦略」の策定支援とともに同戦略に基づく L R T 等の公共交通の導入や交通結節点の整備等の総合的な支援、高速道路料金の引き下げなどによる高速ネットワークの効率的活用・機能強化のための新たな措置など自立した個性ある地域の形成を推進します。

4 デジタル・ディバイドの解消

地理的な条件に関わらず、等しく医療や教育などのサービスを受けることができるネッ

トワーク基盤を整備するため、民間事業者や地方公共団体等によるブロードバンド・ゼロ地域解消に向けた取組を支援してまいります。

5 全国各地におけるにぎわいの創出

まちなかへの都市機能の集積の促進や都市機能の適正立地により、高齢者を始め多くの人々に暮らしやすいまちとなるよう、賑わいあふれ、歩いて暮らせるまちづくりを進めます。また、(各種まちづくり交付金等の支援制度の活用や)民間による地方都市の再生プロジェクトの資金調達の円滑化などにより、まちのにぎわいの促進を図ります。さらに、みなと振興交付金の活用等により、地域の知恵と工夫を活かした美しく活力あるみなと空間の形成を促進します。この他、各種事業に対する補助制度の支援策等により、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備、道路、公園、駐車場等の都市基盤整備等を重点的に実施します。

6 改正まちづくり三法に基づく中心市街地の再活性化

今後の人口減少・超高齢社会の到来を踏まえ、改正まちづくり三法に基づきコンパクトで賑わい溢れるまちづくりを推進します。

このため、中心市街地における学校・病院等の公共公益施設の立地の促進、空きビルの再生、優良な共同住宅の供給等を促進するとともに、商店街振興組合や民間事業者等が、まちぐるみで取り組む商業基盤施設等のハード整備事業、イベント開催やチャレンジショップ、空き店舗活用等のソフト事業等の商業活性化に向けた意欲的な取組を重点的に支援します。

また、まちづくりに関わる活動を総合的に実施する中心市街地活性化協議会に対する支援や専門人材の育成等を積極的に実施します。

7 観光立国実現のための総合的施策の推進

観光立国の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昨年わが党が中心となって「観光立国推進基本法」を制定しました。今後とも2010年に訪日外国人旅行者を1千万人にするため国際会議の誘致等を含めビジット・ジャパン・キャンペーンの高度化により外国人観光客の訪日を促進するとともに、国内観光旅行の促進、国際競争力の高い観光地の形成等のための観光ルネサンス事業の拡充、新たな顧客ニーズや地域の観光資源の特性を踏まえたニューツーリズムの創出と流通の促進、国内観光地へのアクセス等を強化する道路の整備、クルーズ船による観光交流の促進、旅客船ターミナル等の整備等により魅力ある観光地・観光産業の創出を図ります。また、国際観光振興や経済活性化に効果的な総合エンターテイメント導入のための検討を進めます。

世界に開かれた観光立国を目指し、また、地域の個性を活かした魅力ある観光交流空間づくりのための自主的な取組をハード・ソフト両面から総合的に支援するなど、「一地域一

観光」を推進するとともに、観光・集客サービス産業の競争力を強化する取組に対する支援、連続休暇取得による旅行需要創出のための環境整備を図ります。

8 科学技術による地域産業再生や地域活性化

地域産業の再生に資するナノテクノロジー・材料分野などの研究開発を進めるとともに、地域クラスターの形成など地域における科学技術を振興することにより、地域イノベーションを強化し、活力ある地域づくりに貢献します。

9 頑張る地方応援プログラムの推進

「地域の活力なくして国の活力なし」との考え方のもと、地域の発想による独自の取組を推進し、「魅力ある地域」に生まれ変われるよう、「頑張る地方応援プログラム」をスタートさせました。独自のプロジェクトを自ら考え、前向きに取り組む地方公共団体に対して、3,000億円程度の地方交付税措置を行い、地域の活性化に取り組みます。

10 「ふるさと」を大切にすゝる気持ちを支援

「ふるさと」はわれわれの心の中にあり、それを大切にすゝる気持ちは尊重すべきものです。このような気持ちからなされる「ふるさと」への貢献を支援するため、税制や寄附金のあり方などを含め、その方策を検討します。

11 入札契約制度の改革と建設業の活力の回復

談合事件や工事の品質低下が懸念されるダンピング受注など建設業に対する信頼が揺らいでいることを踏まえ、公共工事品質確保法による入札契約制度の改革などを通じて、公正な市場環境の整備を図るとともに、地域の経済や防災力を支える重要な担い手である中小・中堅建設業の経営基盤の強化を促進することにより建設業の活力の回復を図ります。

12 沖縄振興と沖縄科学技術大学院大学構想の実現

沖縄は今なお厳しい経済状況にあることから、自立型経済の構築を目指して、産業の振興、雇用の創出などに政府全体で取り組みます。具体的には、質の高い観光・リゾート地の形成や、アジアの最先端を目指したIT津梁パーク構想の実現を始めとする情報通信産業のさらなる集積、科学技術の振興、離島の活性化を図り、更には、沖縄の将来を支える人材の育成等を積極的に進めるとともに、目的志向型の戦略的・総合的な社会資本の整備にも取り組みます。

沖縄科学技術大学院大学構想を着実に推進し（平成19年度予算87億円）、平成21年度にメインキャンパス施設の供用を開始し、英語で世界最高水準の教育研究を実施します。

(十四) 地域振興コミュニティを振興するために

1 コミュニティ基本法（仮称）の制定等による地域コミュニティ活動の支援

もともとわが国における地域社会の営みには、人を思いやり人と協力して困難に当たろうとする「心意気」の伝統がありました。しかし、現状において、こうした人々の「心意気」は衰え続け、とりわけ地域社会での連帯が失われつつあります。行政による対応にも限界があるなかで地域社会の連帯を再生することは喫緊の課題です。

国としても地域社会の連帯の再生についての取り組みを強く後押しすべき時であり、このため、コミュニティ基本法（仮称）を制定することなどにより、地域社会を思いやりと協力の場として明確に位置づけ、多くの人々がコミュニティ活動等に参加しやすくし、それが評価される枠組みを提供することが必要です。

具体的手段としては、

- ・ コミュニティ基本法（仮称）の制定（コミュニティ活動に関して、基本理念、国、地方公共団体、事業者の役割等を明らかにする）
- ・ 都市と農山漁村の義務教育段階の交流の制度化による教育再生と地域活性化
- ・ 町内会長等への叙勲授与、地域の（スポーツ少年団等の）指導者等に対する表彰等の制度化

・ 個人情報保護法の適正な運用が行えるような政治的メッセージの発出
などの政策を推進するほか、地方公共団体等の行う コミュニティ条例等の策定、町内会等地縁団体を含めた各団体の連絡調整をするシステム（プラットフォーム等）の構築、退職後の団塊世代の、コミュニティ活動のコーディネーター等としての活用、コミュニティ活動の「専門職」の育成・確保などの取組を総合的に支援していきます。

2 都市と農村の教育交流の全国展開

子供達の農山漁村での学習体験は個々の子供にとって貴重な体験です。武蔵野市では農村への体験教育旅行（農家に民泊し、農林業や農村生活の体験と学習）を実施し、飯田市では農村への体験教育旅行の受け入れを数多く実施していますが（受け入れ学校数は年間100校以上、受け入れ可能農家数は約500軒）、その教育効果は絶大なものがあります。

現在は散発的に行われている都市と農山村の教育交流を、学校カリキュラムにシステムとして組み込み、都市と農山漁村地域の連携体制の全国的な制度化により体系的に実施していくことは、教育上の効果と同時に、地域コミュニティを元気にすることにつながります。こうした体験により子供達は第二のふるさとの思い出ができ、長い目で見て、都市と農山漁村地域の住民の間に、互いの地域社会を思いやる気持ちが醸成されます。こうしたお互いの立場を思いやる気持ち、シンパシーを基盤とした都市と農山漁村地域の相互の協力・協調がこれからのわが国のあり方、地域社会のあり方にとっても不可欠です。

このような関係は、子供が大人になっても連綿と継続していくことが見込まれ、教育再生、地域再生の相乗効果を生む鍵ともなりうるプロジェクトです。

(十五) イノベーション推進のために

1 「科学技術創造立国」と新しい産業の創出

「科学技術創造立国」の実現に向け、予算を重点的に配分し、平成 15 年度は 1 兆 2,000 億円による研究開発・投資減税を行いました。大学発ベンチャーは、1,500 社（平成 19 年 3 月末）を超え、大学と企業の共同研究は 13,000 件を超えています（平成 17 年度）。24 兆円の政府研究開発投資を掲げた科学技術基本計画を強力に推進することにより、世界最高基準の「科学技術創造立国」の実現を図ります。

また、研究開発を行うだけでなく、その成果を新しい産業群の創出につなげていくことが重要です。とくに、次世代環境航空機、燃料電池、ロボット、情報家電など、わが国の製造業の更なる発展に必要な部品・材料産業の高度化にも大きく貢献する新産業の芽が育ち大きな実を結ぶよう、研究開発や環境整備に積極的に取り組みます。

2 国家基幹技術の開発

H-A ロケットをはじめとする宇宙輸送システム、海洋地球観測探査システムや高速増殖炉サイクル技術、世界最高性能の次世代スーパーコンピュータや X 線自由電子レーザーの開発といった、5 つの「国家基幹技術」の研究開発を推進します。

3 世界を牽引する優秀なイノベーション創出人材の養成・確保

次代を担う人材への理数教育の充実、とくに、理数分野に興味・関心の高い子どもの裾野を拡大し、伸びる子をさらに伸ばすための取り組みを充実します。また、若手研究者、女性研究者、外国人研究者など多様な人材が活躍できる環境の形成等により、イノベーションを生み出す優秀な人材を養成・確保します。

4 未来のイノベーションにつながる基礎科学・基礎研究の充実と産学官連携の強化

未来のイノベーションは独創的・先端的な基礎研究の推進が鍵です。このため、大学・研究機関の教育研究活動や施設・設備の整備などにかかる基盤的経費を確実に措置します。また、科学研究費補助金等の競争的資金の充実、世界最高水準の研究拠点の形成を図ります。研究者の自由で独創的な発想に基づく基礎科学・基礎研究や重点目標を戦略的に設定した基礎研究を推進することにより、未来のイノベーション創出の源泉とします。さらには、高度な研究から生み出される知的財産が効果的に活用されるよう、大学発ベンチャーの育成など産学官連携の戦略的な展開を強化します。

5 地理空間情報の整備・高度活用

地理空間情報活用推進基本法の成立に基づき、地理空間情報活用推進基本計画を策定します。本計画に策定されます地理情報システムの整備や、準天頂衛星の研究開発など、衛星測位システムを計画的・総合的に施策を推進することにより、地理空間情報を高度に活

用する社会の実現を図ります。

6 宇宙基本法の制定

国民生活の向上、宇宙に関する研究開発と産学の振興、わが国の安全保障等に資する宇宙開発を総合的、計画的に推進するため宇宙基本法を制定します。

7 ロボット技術の研究開発及び普及に向けた環境の整備を推進

ロボット技術は、次世代の産業として大きな市場性を有するほか、少子高齢化対策、安全で安心な生活の実現に大きく貢献すると期待される総合技術です。このため、清掃、介護、警備、災害救助、生活支援等の分野で人間と共存するロボット技術の研究開発及び普及に向けた環境整備を積極的に推進します。

8 知的財産戦略を通じた経済活性化と新産業創出

- ・ 戦略的な知的財産の創造・活用、産学官連携推進のための環境整備を図ることにより、地域経済の活性化、新産業の創出を推進します。大学発ベンチャー等による、大学等や国の研究成果の民間での活用を促進します（平成 19 年 3 月末：約 1,500 社）。地域の中堅・中小企業による実用化開発への支援や産学官連携ネットワークの構築などの科学技術駆動型の「地域経済活性化対策」を推進し、公共事業に依存する体質から脱却した真に活力ある地域経済を実現します。企業等の研究者も科学研究費補助金の助成対象にするなど企業の研究活動を支援します。

- ・ 安倍総理大臣を本部長とした知的財産戦略本部を中心に政府による「知的財産推進計画 2007」の明確な実施を促してまいります。また、任期付審査官の増員を始めとする特許審査・審判の人的体制の充実等により、審査順番待ち期間を短縮し世界最高水準の特許審査を実現いたします。

- ・ 1 つの発明が世界中で円滑に特許保護される「世界特許」の実現のため、先願主義への統一を含む「実体特許法条約」草案の本年度中の合意に向け、先進国間での交渉を加速させるとともに、米・韓・英に加え、欧州特許庁・独・豪・加等との間で審査協力を拡大いたします。

- ・ 映画やアニメなどのコンテンツを育成するため、高等教育機関へのコンテンツ学科設置、放送コンテンツ流通における取引慣行の是正を行いました。また、日本のコンテンツ産業のグローバル化を加速するため「コンテンツグローバル戦略」を速やかに策定するとともに、平成 19 年秋には国際コンテンツカーニバル構想を具体化した「JAPAN 国際コンテンツフェスティバル」を創設し、日本のコンテンツを世界に向けて発信します。

9 次世代環境航空機の開発・普及を推進

わが国の製造業の更なる発展に必要な部品・材料産業の高度化にも大きく貢献する、次

世代環境航空機の開発と普及を積極的に推進します。具体的には、燃費、騒音、NOx排出等の面で性能を抜本的に向上させる航空機・エンジン技術の開発・実証や、その導入・普及に向けた環境整備を推進します。

10 サービス産業のイノベーションと生産性向上に関する取組に向けての展開

人口減少社会を迎える中でも、国民が未来に夢や希望を持ち続けるために、生産性を向上させ成長力を強化することが現下の重要課題であり、そのためにはわが国のGDPの約7割を占めるサービス産業のイノベーションと生産性向上が重要なカギとなります。

具体的には、団塊の世代の活力を存分に活用して製造業ノウハウのサービス分野への移転を促進するほか、わが国のサービス産業を背負って立つ人材の育成などに取り組みます。また、本年5月に設立された、産学官による「サービス産業生産性協議会」と連携しつつ、党・政府をあげてサービス産業全体の質と生産性向上に向けた取組を支援してまいります。

11 健康関連産業の育成

平成19年4月に取りまとめられた「新健康フロンティア戦略」等を踏まえ、個人の健康状態を生涯を通じて把握・活用できる情報基盤の整備や、個人・地域・企業が健康増進に積極的に取り組むためのインセンティブ付与などを通じて、科学的根拠に基づいて確実に効果を産み出す健康関連産業の育成や予防を重視した健康づくりを進めます。

12 イノベーションを導く各分野の研究開発の戦略的推進

革新的な医療の実現や生活の質の改善などに寄与するライフサイエンス、地域や国を超えて情報の共有などを可能とする情報通信、エネルギー、工業プロセス等技術革新を先導するナノテクノロジー・材料、地球規模の環境問題に的確に対応していく研究開発等を重点的に推進します。

さらに、原子力、宇宙・航空、地震・防災、南極・海洋等の各分野の研究開発についても、国際競争を勝ち抜くために不可欠なものや社会・国民のニーズに迅速に対応すべきもの等を中心に、戦略的に取り組みます。

13 国民の健康と安全を守る研究開発の推進

「安心して暮らせる潤いある豊かな社会」を実現するため、難治性疾患・感染症といった人類を悩ます疾病、地震等の大規模自然災害、テロ・犯罪等から国民を守るための研究開発を進め、一人ひとりが安全で安心して質の高い生活ができる豊かな社会を実現します。

14 民間の研究開発を促進するための環境整備

イノベーション創出・生産性向上のために不可欠な研究開発投資への民間企業等の積極的な判断を後押しするため、研究開発投資の加速を図っていきます。

(十六) 成長力を強化するために

1 中小企業金融を中核にした地域経済の再生

わが国の中小企業は、企業数で430万社と全体の約99.7%、従業員数で2,800万人と全体の約7割、製造業付加価値額で58兆円と全体の約6割を占めており、日本経済全体において重要な役割を果たしております。しかしながら、緩やかな拡大基調にある経済全体のなかで、中小企業は大企業と比較して回復に遅れが見られるなど回復を実感できておりません。また、後継者が見つかりにくいこと等による廃業の増加が原因で、2001年時点の470万社から2004年時点で430万社に企業数が減少するなど、中小企業を取り巻く状況は決して楽観視できないものとなっております。

そのため、党・政府は、引き続き、平成19年度は一般会計1,625億円、各種金融・税制面での支援を通じて、総合的な中小企業支援を行っていきます。

挑戦する中小企業への支援

平成17年度に施行された中小企業新事業活動促進法により、中小企業の創業、経営革新や、異分野の中小企業が連携して行う新事業分野の開拓（新連携）を支援しています。こうした制度を活用しようとする中小企業をしっかりとサポートする体制を全国で整備しています。全国で約180カ所の中小企業支援機関を経営革新支援アドバイザーセンターと位置づけて、創業・経営革新を支援します。また、全国9カ所に新連携支援地域戦略会議を設置し、ビジネスに精通したコンサルタント等の専門家を配置し、認定に至るまでのブラッシュアップ支援及び認定後のフォローアップ支援等、事業化までの一貫した支援体制を整備します。

創業支援

長期の景気低迷のなかで果敢に創業し、あるいは新たな事業展開に挑戦する個人・中小企業を支援するため、創業人材の育成支援策を拡充し創業希望者の経験・潜在能力の掘り起こしを行うとともに、優れた技術力、ビジネスアイデアを持つ中小・ベンチャー企業の立ち上げりを支援してきました。

平成15年2月、最低資本金規制の特例を定めた「中小企業挑戦支援法」を施行し、1円の資本金でも会社を起こすことを可能とした結果、約3年間の間に3万8千を超える起業が誕生しました。

また、平成15年7月から、インターネット等による総合的な起業支援サービスを提供する「起ちあがれニッポンドリームゲート」事業を実施し、平成18年3月末までに40万人を超えるユーザーの登録があり、国民各層の起業・独立意識の喚起につながりました。

さらに、創業に向けて具体的な行動計画を有する者を対象に、創業に必要な実践的能力を習得させる「創業塾」(30時間程度の短期集中研修)を全国約260カ所の商工会・商工会議所等で開催しています。

資金面での支援拡充

新規開業時に無担保・無保証（本人保証も不要）で融資が受けられる貸付の限度額を 750 万円から 1,000 万円に引き上げるとともに、自己資金要件を開業資金総額の 2 分の 1 から 3 分の 1 に緩和いたします。

また、再チャレンジする起業家が、自己資金不足等により融資が受けにくいといった状況にある中、事業の見込み等を評価することにより融資を可能とする「再チャレンジ融資制度」を新設いたします。

地域・中小企業の活性化

わが国全体では景気回復の明るい動きが進む一方で、地域にはばらつきがみられます。地域経済が活性化するためには、地域がそれぞれの「強み」を活かして自律的かつ内発的な発展を目指していくことが重要です。

地域の中小企業が自立的・持続的な成長を目指していける環境を整備するため、各地域の「強み」である産地の技術、地域の農林水産品、観光資源等の地域資源を活用して、中小企業が新商品・新サービスを開発し販売する取組を総合的に支援する「中小企業地域資源活用プログラム」を推進します。

中小企業金融の円滑化・多様化

中小企業にとって、資金繰りは経営上の最重要課題です。党・政府は、従来より、金融セーフティネット機能の確保や、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資を推進することにより、中小企業金融の円滑化・多様化に積極的に取り組んできました。今年度、重点的に取り組む中小企業金融施策は以下の通りです。

- ・ 政府系金融機関によるセーフティネット貸付・信用保証協会によるセーフティネット保証の迅速な運用・発動に努めます。これにより、災害や社会的環境変化が原因で一時的に資金繰りが困難に陥っている中小企業のサポートに全力を尽くします。
- ・ 一度経営に失敗した中小企業の方々が再チャレンジする場合、担保用資産の不足、経営者の信用低下等により融資を受けにくい現状の中で、経営者の資質や事業の見込み等を評価するなどして、政府系金融機関が融資を行う制度（再チャレンジ支援融資制度）や信用保証協会による保証を可能とする制度（再挑戦支援保証制度）を創設します。これにより、再起業に取り組む中小企業を積極的に支援してまいります。
- ・ 経営者の本人保証を免除する融資制度、第三者保証を不要とする融資・保証制度を拡充するなど、個人保証に過度に依存しない融資をさらに推進してまいります。
- ・ 信用保証協会が保証を行う際、中小企業の持つ在庫・売掛債権（約 140 兆円）を担保として積極的に活用する流動資産担保融資保証制度を創設します。

中小企業の再生支援

各都道府県に設置された中小企業再生支援協議会は、設置以来 4 年間で 1 万社以上の相談に応じ、1,400 件近くの再生計画の策定を支援しており、約 9 万人の雇用を確保しています。

こうした実績も踏まえ、再生人材の供給とデュー・デリジェンスの支援を中心に、中小企業再生支援協議会の機能を強化します。このための中核的機関として、再生支援協議会及び再生ファンドが連携して中小企業の再生支援に取り組む「地域中小企業再生ネットワーク」を構築します。

産業社会を支える人材の育成

- ・ 今後、人口減少社会を迎えるにあたって、産業界と教育界の連携を促進し、わが国の産業社会を担う人材の育成に取り組みます。
- ・ 具体的には、地元産業界やOBの協力の下、子どもたちの働くことについての意識を高めるキャリア教育の推進、世の中の仕組みと関連づけた理科授業の実施など、地域で活躍できる人材の育成に取り組みます。
- ・ 日本のものづくりを支える人材を育成するため、地元産業界の協力の下、大学・高専・工業高校における実践的教育の促進を図ります。
- ・ 企業と大学のパートナーシップにより、若者が社会に出て活躍する際に必要な「社会人基礎力」を育成する仕組みを作ります。
- ・ 優秀な外国人材の受入促進を図るため、留学生に対する産業界のニーズに合った専門教育や日本語教育等により、日本企業への就職支援を行います。
- ・ 平成 16 年より、わが国の将来を担う若年者の就業を促進するため、地域において民間の活力も活用しつつ、きめ細かなサービスを提供する「ジョブカフェ」を設置し、若年者の就職に貢献してきました。今後は、地域ぐるみで職業訓練等をする仕組み作りを検討し、地域の中小企業の人材確保や定着にもつなげていきます。
- ・ わが国経済を支える人材を育成・強化するため、平成 17 年度に、企業が社員の教育訓練を強化した場合に一定の税額控除を認める「人材投資促進税制」を創設しました。
- ・ イノベーションを生み出す人材を育成するため、産学が連携し、横断的課題や業種・分野別課題などについて幅広く議論を行い、産学双方の具体的な行動につなげるため、産学双方が対話をし、課題に取り組む場として、産学人材育成パートナーシップを推進します。
- ・ わが国経済を活性化させる起業・新事業の開拓を目指す挑戦者を、Web サイト等により総合的に支援するとともに、「体験参加型」企業家教育プログラムの学校教育現場への普及・定着事業を実施しました。

人材の確保・育成支援

景気が回復する中で、完全失業率は低下傾向にありますが、その一方で、多くの中小企

業において、人材が不足しているとの意見が聞かれます。

若者の地元中小企業への就職を促進するために、地域の中小企業の魅力と仕事のやり甲斐を若者に体験してもらうなど、若者と中小企業の橋渡しを進める取組をモデル地域で実施しています。

また、地域の産業界と工業高等専門学校等とが連携して、中小企業の製造現場で働く若者の人材育成にも取り組んでいます。

さらに、中小企業の新事業展開を支援するため、退職後も自らの知識や経験を活かしたいという意欲を持つ企業等OB（OB人材）と、こうした人材をアドバイザーとして活用したいという中小企業とのマッチングを行います。

個人・小規模事業者への支援

小規模企業の存在は、地域に密着した雇用の場の提供や創業による地域の新事業の創出等を通じて、地域社会全体の活力に大きく貢献しています。しかし、小規模企業は資金面も含めた経営資源を安定的に確保することが難しい状況に置かれていることが多くあります。このため「小企業等経営改善資金（マル経）融資制度」など資金調達面での支援を行うとともに、「JAPANブランド育成支援事業」、「小規模事業者新事業全国展開支援事業」等の販路開拓や、創業や経営革新を目指す者を対象とした「創業塾・経営革新塾」などの現場の実態に合わせたさまざまな改善が行われるよう調整に努めます。

- ・ 商店街の活性化を図り、住みやすく、コンパクトで賑わいあふれ、若者からお年寄りまであらゆる世代から愛されるまちづくりを進めることが重要であります。このため、改正中心市街地活性化法の適切な運用を図るとともに全国の商店街において、少子高齢化等に対応する商業基盤施設の整備や空き店舗を活用した託児施設・高齢者交流施設の設置・運営等に対する支援の他、中小小売商業者等の意欲的な取組を支援します。

- ・ 経済成長の成果を中小企業にも波及させる観点から、自動車、情報通信機器等など幅広い業種において、下請適正取引等の推進のためのガイドラインを策定します。また、親事業者に対し、下請代金支払遅延等防止法の遵守の徹底等を図るとともに、インターネットを活用した取引マッチングシステムの推進により、売り手と買い手の効率的なマッチングを図ります。

女性による起業の応援

女性による起業・独立を支援していくことは、新規事業の創出によって新たな需要と雇用が生まれ、わが国経済の活性化に寄与するだけでなく、意欲と能力のある女性がビジネス社会で活躍する機会を増やし、男女共同参画社会の実現を図るためにも大変重要なことです。

民間の調査機関によれば、わが国における女性社長数は、この2000年から2006年の6年間に6.3万人（全体の5.6%）から6.6万人（全体の5.7%）に増加しており、女性

の社会進出や登用はわずかではありますが、着実に進展している状況にあります。一方、残念ながら、女性自営業者の数を見ますと、最近の5年間で、160万人（全体の24.1%）から140万人（全体の22.93%）へと、逆に人数・割合ともに減少しており、わが国における女性の起業は低迷している状況にあります。

このような状況を打破するため、女性等が起業する際に必要となる設備資金を中小企業金融公庫等を通じ低利で融資する制度を設けており、制度創設後8年間で既に女性への融資実績は3万件、総額1,600億円を超える融資が行われております。また、女性を対象に、創業に必要な知識を習得する女性創業塾を今年度は40ヶ所で開催し、1,600人を超える受講生を集めます。自由民主党は、今後も女性起業支援を一層拡充し、女性によるビジネスチャレンジを全面的に応援してまいります。

下請取引の一層の適正化

中小企業が活躍できる公正な環境整備、とくに下請取引の一層の適正化が喫緊の課題となっています。買ったたきや下請代金の不当な減額等の下請法違反行為に厳正に対処するとともに、その未然防止を徹底します。

中小企業の事業承継の円滑化支援

中小企業の雇用確保や地域の経済活力維持の観点から中小企業の事業承継円滑化に向けた総合的取組を実施しています。平成19年度においては、事業承継税制について、相続時精算課税制度の自社株式特例の創設や種類株式の評価方法の明確化を実施するとともに、事業承継支援ネットワークを構築する予算や、親族外承継に対応する制度融資の創設を行いました。今後も引き続き、様々な課題を抱える中小企業の事業承継の円滑化を図るための枠組みを総合的に検討いたします。

2 情報通信（ICT）による住みやすいユビキタスネット社会の建設（u-Japan政策の推進）

情報通信（ICT）が、地域社会の発展、国民生活の利便や質の向上に活かされるとともに、人口減少下において経済活力を発揮できるよう、あらゆる政策手段を講じてまいります。福祉、教育、地域産業、交通等、地域生活に密着した分野において、ICT技術を利用した課題解決を目指す「ユビキタス・コミュニティ構想」等を推進し、ICTの恩恵を「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」が実感することができるユビキタスネット社会の構築を実現します。日本が世界のモデルとなる元気で住みやすい国＝「美しい国」づくりを推進します。

情報通信産業（ICT産業）の国際競争力強化

少子・高齢化社会の中、地域産業をはじめわが国の企業活動の生産性向上を図るために

は、あらゆる社会経済活動の基盤である情報通信産業（ICT産業）を、自動車産業のようになわが国のリーディング産業にすることが不可欠です。その国際競争力強化のため、技術の開発と実証、標準化、国際展開、人材育成、ベンチャー支援など総合的な支援策を展開いたします。また、中小企業、サービス産業等における生産性向上に向けた新たなネットワーク・サービスの普及や、ICT基盤の整備を推進し、わが国社会経済の活力を増大させます。

さらに「ユビキタス特区」を創設するとともに、商品情報を記録した電子タグ（電子荷札）を携帯電話で簡単に読み取れるようにしたり、交通事故の防止システムなど最先端のICT技術の開発・実証実験を行うことなどにより、日本のイニシアティブによる国際展開可能な「新たなモデル」を確立します。

ITによる生産性の向上

中小企業をはじめとしたわが国企業が着実に成長していくためには、ITの活用やIT資本投入の拡大により企業の生産性を向上させることが不可欠です。ITの戦略的活用による企業の経営改革への取組み強化、電子タグ等を活用した組織を超えた産業横断的な情報共有の推進により、ITによる生産性向上を加速化させ、世界最高水準の企業経営の実現を目指します。

また、2006年度の税制改正において、とくに、高度な情報セキュリティが確保された情報システムの導入により、企業の部門間、企業間の情報共有・活用を促進し、生産性の一層の向上を図る観点から、産業競争力強化のための情報基盤強化税制が創設されました。本税制は、産業競争力の向上に資する設備等で情報基盤の強化を促すものの取得等をした場合に、基準取得価額の10%の税額控除又は50%の特別償却との選択適用を認めるものです。

IT産業の育成

ソフトウェア、ハードウェアともにIT産業の国際的な競争環境はますます激化しつつあり、製品の品質や信頼性が、その勝敗を分ける鍵となっています。そこで、高品質のソフトウェアを効率よく生産するための技術開発や、人材育成の好循環メカニズムの形成による高度IT人材の育成、環境負荷低減・省エネルギーにも資する情報通信機器の研究開発等によって、わが国IT産業の育成、競争力強化を図ります。また、国際的な戦略として、アジアにおけるIT人材の育成事業への多面的な協力や、ブロードバンドの普及を推進することにより、わが国を含めたアジアから世界への情報発信力の強化を図ります。

通信・放送分野における改革の推進

公共放送として国民視聴者に信頼される体制の確立に向けたNHK改革を推進するとともに、ネットワークのIP化に対応した包括的な競争ルールの見直し、通信・放送の融合・連携に対応した法制度の見直し、放送番組などのコンテンツの競争力強化に向けた法制度の整備等を行います。

テレワークの推進

場所と時間にとらわれない柔軟な働き方であるテレワーク人口の倍増を実現するため、テレワーク関係設備の導入支援を行うとともに、企業や国民各層に対するテレワークの普及・啓発活動を支援します。

日本をPRする映像国際放送の実現

文化・伝統などわが国「日本」の持つ魅力（ソフトパワー）を積極的に海外にPRすることも国際広報戦略の一環です。新たな外国人向け映像国際放送の平成20年度後半中の開始に向け、積極的な支援策を講じます。

放送のデジタル化の推進

全世界に広く普及しているテレビ放送については、2011年の完全デジタル元年に向け、地上デジタル放送への全面移行に万全を期すため、政府・与党一体となって放送事業者、メーカー等の取組を推進してまいります。

一刻も早く必要なデジタル中継局が整備されるようにするほか、辺地共聴施設のデジタル化に対する支援を行い、誰もが地上デジタル放送を視聴できるよう対策を行います。

電波の有効利用の推進

ユビキタスネット社会の実現やブロードバンド・ゼロ地域の解消には、携帯電話や無線LANに代表される電波の利用が不可欠であり、今後ますますその利用が拡大していきます。このような電波利用ニーズの高まりに迅速に対応し、世界最先端のワイヤレスブロードバンド環境を構築できるよう、周波数の再編や、光ファイバーと同等の高速通信を可能とする新たな無線システムのための周波数の確保等を推進してまいります。

3 成長力強化のための基盤整備

海事立国の実現

平成19年通常国会における「海洋基本法」の成立を踏まえ、海洋基本計画を早急に策定するなど、海事政策を国家戦略として、総合的かつ強力に推進します。

とくに、安定的な国際海上輸送を確保するため、国際競争力の強化と日本籍船、日本人

船員の確保を図る観点から、関係法律の整備とトン数標準税制の導入について具体的検討を進めます。

国際水準の物流ネットワークの整備

わが国経済の国際競争力を高め、豊かな社会を実現するため、国際水準の物流ネットワークの構築に向けて、拠点的な空港・港湾へのアクセス道路の整備、Sea & Railサービス促進のための鉄道貨物輸送力の増強、国際標準コンテナ車が支障なく通行可能となる国際物流基幹ネットワークを整備するとともに、高速道路料金の引き下げなどによる高速ネットワークの効率的活用・機能強化のための新たな措置を講ずるほか、ICTの活用等によるスピーディでシームレスかつ低廉な人流・物流体系の実現を図ります。

4 公正な市場原理の確立

安心して投資できる金融・資本市場の整備

少子高齢化、グローバル化が進み、人口減少時代の到来を迎える中、わが国が引き続き豊かさを維持していくためには、一人当たりの所得を増やすことが重要です。そこで、経済活動において重要な機能を担っている金融・資本市場の使い勝手を更に高めるとともに、金融サービス業を、経済の一層の発展を支える中核的な産業として育てていくことが求められています。

そうした観点から、金融商品取引法の着実な実施により、横断的で隙間のない投資者保護を実現し、「貯蓄から投資へ」の流れを一層加速します。更には、わが国の金融・資本市場が国際的に更に魅力あるものとなるよう、市場の制度や仕組み、参加者の競争力を強化するなど、公正で公平な取引の拡大と「自由と規律」のバランスのとれた市場の構築を目指していきます。

また、企業活動が複雑化している中で、会計監査を充実・強化するために、公認会計士・監査法人制度の見直しを進めています。さらに、金融商品取引法制を円滑に実施することによって、幅広い金融商品を対象とした利用者の保護や、市場機能の充実とその信頼性の向上に努めるなど、活力があり公正で透明な金融・資本市場を目指します。

競争政策の充実

市場における自由競争の徹底と企業活動の規律強化が求められる中で、独占禁止法等を厳正かつ適切に執行することが重要となっています。中でも、とくに国民生活に影響の大きいカルテル・入札談合事件のほか、中小企業等に不当な不利益を与える不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法や下請法違反行為、消費者を誤認させる不当表示に厳正に対処する方針です。また、これらを担保するためにも、公正取引委員会の法曹を含む人員を強化するなど、その体制を質・量ともに抜本的に強化します。

また、改正独占禁止法の見直し規定に従い、審判制度のあり方等について抜本的な見直しを行います。

金融仲介機能の充実

わが国経済の足枷となっていた不良債権問題は、金融機関や債務者企業を始めとした関係者の皆様方の努力により、正常化を果たしました。こうした中、金融機関が自らの責任と判断で適切にリスクを取って、家計から調達した資金を国民経済のすみずみまで運び、民間の成長分野へ円滑に供給することによって、わが国経済の発展に貢献することが重要です。

中小・地域金融を巡る環境を見ると、民間金融機関の貸出残高は緩やかに増加しているものの、地域ごとにばらつきが存在することから、地域の金融機能を強化し、地域の再生・活性化と中小企業金融の円滑化を図ることが必要です。今後、こうした観点から地域密着型金融の取組を更に進め、事業再生や創業・新事業支援、事業承継といった中小企業の様々な成長段階にあわせた地域金融機関による支援の強化を図ります。また、不動産担保・個人保証に過度に頼らない融資を推進するほか、地域金融機関が地域の情報ネットワークの要として地域経済再生に持続的に貢献していくよう努めていきます。

さらに、事業者が資金をより調達しやすくするために、電子的な手段による債権譲渡等を可能とする電子記録債権制度の導入を進めます。

(十七) エネルギーを確保するために

1 エネルギー政策への戦略的取組

わが国における今後のエネルギー政策の展開は、わが党中心で制定したエネルギー政策基本法に則り、エネルギーの安定供給の確保、環境適合性、市場原理の活用を進めていくことを基本としています。さらに昨年、地球レベルでの持続的社会的な実現と日本のエネルギー安全保障の確立を目標とした「総合エネルギー戦略」を策定し、政府の計画にも反映させています。こうした取組を通じて、国民経済に照らし、これまでのエネルギー政策全般を総合的に再評価しつつ、エネルギー政策を推進します。

2 省エネルギー・新エネルギーの推進

省エネルギー技術開発の推進、先進的な省エネ設備・機器の導入支援等により、省エネルギーを一層推進します。また、太陽光発電、風力発電などの新エネルギーについて、コスト削減のための技術開発や実証事業、設備導入の補助等の促進を図ります。さらに、中国をはじめとするアジア諸国への省エネルギー協力の推進等、エネルギー国際協力の戦略的展開を図ります。

3 運輸エネルギーの次世代化

ほぼ 100%を石油に依存している運輸部門の燃料を多様化するとともに、エネルギー利用効率を更に向上させる“運輸エネルギーの次世代化”が、わが国のエネルギー安全保障・環境保全・産業競争力強化の同時達成を図る上で重要な課題です。このため、バイオ燃料の利用促進、クリーンディーゼルの普及促進、電力化・次世代バッテリーのための技術開発、燃料電池・水素の実用化に向けた技術開発、更には、燃料・車体に係る政策のみならず総合的な交通流対策の 5 つの具体的方策について、わが国の現状に最も適し、最も強みを活かせるような組み合わせ・展開を図ります。

4 石油、天然ガス、ウラン等の安定供給の確保

総合的な資源・エネルギーの確保を図るため、資源・エネルギー分野にとどまらない広範な協力、経済協力の戦略的活用、首脳・閣僚レベルでの資源外交の展開などにより、資源国との総合的な関係強化を図ります。また、国内における安定供給の担い手である石油産業の競争力・経営基盤の強化に向けて、他業種との連携による石油製品の効率的生産体制の確立、今後増加が見込まれる重質原油処理の技術開発、石油販売分野における事業の効率化や高付加価値サービスの提供、土壌汚染防止対策の充実等への支援を行います。さらに、万が一の緊急時に備え、引き続き、石油備蓄制度の運用に万全を期します。

5 原子力に関する信頼回復と安全対策の強化

わが国の原子力施設の安全規制については、その設置前から運転終了後に至るまでの審査・検査や防災対策などについて厳格に実施しています。とくに、原子力施設の耐震安全性については、厳格に確認してまいります。こうした取組については、地元の皆様を始め国民各位に十分に説明し、一層の信頼を得るよう努めます。電力会社におけるデータ改ざん問題については、電力会社からの総点検結果を踏まえ、国もその評価及び発電設備の安全向上のための対応策を公表しています。地元や国民の信頼回復に向けて、これらの対策を確実に実施します。

6 安全確保を大前提とした原子力の推進

エネルギー安全保障、地球温暖化対策の要請に同時に対応しつつ、電力の安定供給を確保するため、安全確保を大前提にわが国の基幹電源である原子力の開発・利用の促進に取り組めます。また、プルサーマルを含む核燃料サイクルの早期確立や高レベル放射性廃棄物処分場の確保のため、立地地域住民を含めた国民各界各層の理解・信頼獲得にも努めます。

わが国の原子力発電を支える人材・産業の強化にも取り組めます。原子力発電施設の安全・

安定運転を司る地元の現場技能者や次世代を担う大学の研究者等の育成支援を推進します。高速増殖炉サイクルについては、原子力発電の資源利用効率の飛躍的向上、放射性廃棄物の負担の劇的な軽減を実現する技術として、経済性・信頼性・安全性の向上のみならず、核不拡散性にも十分に配慮して、実証・実用化に向けた研究開発を積極的に進めます。

国民に対しては、情報公開と国民各界各層を対象としたきめ細かな情報提供、エネルギー教育の拡充等を推進し、原子力施設の立地地域住民等の理解と信頼の増進を図ります。さらに、地域が自立的に発展を図ることができるよう原子力施設の立地地域の振興を図ります。

三 美しい郷土（ふるさと）をつくる

（一）美しく、暮らしやすいふるさとをつくる

1 広域ブロックの自立的な発展を目指す国土づくり

日本全体がバランスよく発展し、美しい日本の姿を形づくるため、多様な広域ブロックの自立的な発展を目指す国土づくりの長期的な指針である国土形成計画の策定に取り組みます。全国計画については本年中頃を目途に策定し、広域地方計画についてはその策定後1年後を目途に策定することとし、国土の質的向上を図り、国民生活の安全・安心・安定の実現を目指す成熟社会にふさわしい国土のあり方を提示します。

2 離島・半島・豪雪地帯・過疎等の振興

快適で魅力ある地域社会と地域の創意工夫を活かした自立的発展を促進するため、都市と農山漁村の共生・対流、人材育成等による地域の活性化、北海道の振興のほか、離島・半島・豪雪地帯・過疎・奄美群島・小笠原諸島等の条件不利地域における基盤整備や生活交通の確保等の取組を重点的に支援します。

3 安全・安心な水資源確保を図る総合的水資源政策の推進

水利用の安定的確保、災害時における非常用水源など新たな社会的ニーズへの対応等の諸課題の観点から、水資源開発基本計画の着実な推進により水資源の総合的な開発及び利用の合理化を促進するとともに、地震災害時における地下水利用等のあり方を検討します。また、地球温暖化等の影響による降雪量の減少や年間降水量のバラツキの増大などの気候変動により、渇水の危険性が増大するなかで、節水意識の高揚や水資源に与える影響、既存ストックの有効活用等渇水対策を検討し、水資源の安定的確保を図ります。さらに、水源地域の保全・活性化の推進のため、NPO等多様な活動主体の支援など、水源地域とダム之恩恵を受ける下流地域が一体となった施策を実施します。この他、本年12月に大分県で開催される第1回アジア・太平洋水サミット等を通じて国際的な水問題の解決に貢献します。

4 地域の活力を高める交通施策の展開

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」等に基づき、地方のバス等生活交通の確保や地方鉄道の再生、LRT・BRTの整備など、市町村・公共交通事業者等の地域の関係者が行う地域の公共交通の活性化・再生やに関する取組等に対して総合的に支援するほか、線路と道路の両方を走行できる車両(DMV)や磁気誘導による専用道路部分と一般道路の両方を走行する車両(IMTS)など新たな輸送サービスの導入円滑化を進めます。

さらに、都市・地域における安全で円滑な交通を確保するため、地域の協議会等が策定する総合的な交通戦略に基づき、低床式次世代型路面電車(LRT)・輸送力を向上させた高速バスサービス(BRT)の整備、交通結節点の改善、駐車場整備等の取組を支援します。

5 真に必要な道路の整備促進及び高速道路ネットワークの効率的活用・機能強化

昨年の道路特定財源の見直しにかかる政府与党合意「道路特定財源見直しに関する具体策」を踏まえ、今後の道路整備の姿を示した中期計画を年内に作成し、真に必要な道路整備は計画的に進めるとともに、既存高速道路ネットワークの効率的な活用等に向けて、高速道路料金の引下げを実現し、また、地域生活の充実、地域経済の活性化に資するスマートIC(ETC用インターチェンジ)の整備等の促進を図るため、平成20年の通常国会に所要の法案を提出します。

6 地域の創意工夫を活かした都市再生の推進

改正された「都市再生特別措置法」等に基づき、優良な民間都市開発への支援、民間資金・ノウハウを活用したまちづくりを推進する都市再生関連施策を戦略的・重点的に推進するとともに、まちづくり交付金を活用し、地域の創意工夫を活かした都市再生・地域活性化を一層推進します。併せて、不動産投資市場の健全な発展等を通じ、都市の成長力を高めます。また、都市再生に資する都市部における地籍整備を推進します。さらに、豊かで快適な魅力ある都市づくりを推進するため、電線類の地中化や景観法の活用による良好な景観の形成、開かずの踏み切りの解消、沿道環境が厳しい交差点における交差点立体化を推進するなど都市生活の質を高めるための環境整備を推進します。この他、三大都市圏において、大阪湾臨海地域の開発整備、琵琶湖総合保全、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の整備、大深度地下の利用を推進します。

7 自然、歴史、文化等を活かした美しい潤いのある都市・地域づくり

都市の水と緑の保全・再生、景観法の活用を通じた良好な景観形成、歴史的・文化的遺産を活かした川づくり・緑地の保全等による地域づくりを支援します。

8 道路交通環境の整備

少子高齢化の進展を踏まえると、人と車が共存できる道路交通環境を創出し、交通事故の惨禍から子どもや高齢者を守ることがとくに重要となります。そのため、住宅街や商店街等の地域では道路標識の高輝度化・大型化、信号灯器のLED化等を、事故発生の危険性が高い箇所では信号機の新設、改良等を、集中的に実施します。また、高齢歩行者等の横断を支援する機能を付加した、バリアフリー対応型信号機の整備等を推進します。

9 道路交通のIT化の推進

高度情報通信技術（IT）を積極的に活用し、信号機の制御や交通情報の提供を行う交通管制システムの機能を向上させるとともに、インフラ協調による安全運転支援システムの早期実用化を図るなど、高度道路交通システム（ITS）の整備を推進します。

10 道路整備等の推進

安全な道路交通環境の実現のため、交通事故重点対策、あんしん歩行エリアなど歩行者・自転車安全対策、通学路等における歩道の整備、駐車対策をはじめとした交通安全施設等の整備、交通の安全対策に資する先進安全自動車（ASV）、ノンストップ自動料金収受システム（ETC）等の高度道路交通システム（ITS）を推進します。

11 整備新幹線、港湾、空港整備の計画的推進

整備新幹線は、21世紀における重要な国家的プロジェクトであり、平成16年12月の政府・与党申合せに沿って、北海道新幹線（新青森・新函館間）東北新幹線（八戸・新青森間）北陸新幹線（長野・金沢（白山総合車両基地）間及び福井駅部）九州新幹線（鹿児島ルート）（博多・新八代間）及び九州新幹線（長崎ルート）（武雄温泉・諫早間：地元調整が整った場合）の建設を着実に推進するとともに、整備新幹線の整備を促進するため、政府・与党申合せの見直しについて検討します。また、幹線鉄道的高速化等の整備を引き続き推進するとともに、都市鉄道については、通勤・通学時の混雑緩和や速達性の向上等、利便性向上の観点から、地下高速鉄道、ニュータウン鉄道、空港アクセス鉄道、貨物鉄道の旅客線化、低床式次世代型路面電車（LRT）の整備を推進します。併せて、超電導磁気浮上式鉄道（超電導リニア）については、民間による実用化にあたり、その支援に努めるとともに、フリーゲージトレイン等の技術開発を積極的に推進します。

物流改革と地域経済の再生を図るとともに、アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準の実現のため、大水深岸壁の重点的整備、内航海運・鉄道輸送等との円滑なネットワークの構築、港湾の広域連携の推進、臨海部物流拠点（ロジスティクスセンター）の形成の促進等、ソフト・ハード連携した取組によりスーパー中核港湾プロジェクトを充実・強化します。また、産業・地域経済への支援のため、競争力のある臨海部産業エリアの形成を推進します。また、大規模地震・津波等に際しても物流機能の確保を図るため、港湾にお

ける耐震強化岸壁や臨海部防災拠点の整備を推進します。さらに、海面処分場、緑地整備、自然環境の保全・再生・創出やリサイクルポートの形成等を推進し、循環型社会の構築と環境問題に対応した港湾の整備を推進します。

空港については、大都市圏の空港容量の確保と国際拠点としての機能強化のため、羽田空港の再拡張事業等を着実に推進するとともに、成田国際空港、関西国際空港の整備を推進します。一般空港については、滑走路延長等の継続事業の着実な推進及び航空サービスの高度化など質的充実を図るとともに、離島空路線についてネットワークの維持と活性化を促進します。

また、航空自由化（アジア・オープンスカイ）を推進するため、地方空港は、国際チャーター便を促進するとともに、路線の新設を抜本的に自由化し、観光振興をはじめとする地域活性化につなげる。さらに、大都市圏拠点空港（成田・羽田・関空・中部）の真の 24 時間化・国際化の推進やアクセス改善を図るとともに、関空・中部は国際拠点空港にふさわしい路線の開設や増便が実現できるよう旅客・貨物について「航空自由化」を推進する。

12 社会資本整備の重点的な推進

社会資本ストックの急速な老朽化に対応し、ライフサイクルコストの縮減を念頭において計画的かつ適切な維持管理・更新を行うとともに、成長力の強化と地域の自立・活性化、安全・安心の確保など、真に必要な分野での社会資本整備を着実に推進します。

13 社会資本整備に関する国の役割

地震、水害等の大規模な自然災害から国民の生命・財産を保護し、国土を保全すること、成長力・国際競争力の確保のための交通ネットワークを整備すること等、「国土保全」「全国的・根幹的かつ安全な交通基盤の整備」は、国として今後とも責任を持って推進します。

14 不動産取引の更なる活性化と都市再生の円滑な推進に寄与するための登記所備付地図の整備事業を強力に推進

登記所備付地図の整備は、これまで様々な取組が行われてきたところですが、いまだに都市部を中心として十分とはいえない状況にあります。登記所備付地図が整備されていない地域においては、国民の皆様の不動産取引に不安を抱かせ、また、道路や下水道等のインフラ整備や、都市再生のための施策にも支障が生じることから、平成 15 年 6 月に都市再生本部から、「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針が示され、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進することとされています。

わが党は、この方針に基づき、引き続き、都市部の地図混乱地域の地図作成を重点的に推進するなどし、登記所備付地図の整備事業を強力に推進します。

15 P F Iの積極的推進

P F Iについては、その一層の推進を図るため、経済成長戦略大綱に基づき、発注者と民間事業者との意思疎通をより円滑に行うための具体的方法等に関し、平成18年11月に取りまとめられた「P F I事業に係る民間事業者の選定及び協定手続について」の周知・徹底に努めるとともに、運営段階における事業の適切な遂行のための評価の在り方や、総合評価の在り方など選定過程の透明性確保について検討を行います。また、附則第2条に基づき、3年ごとに行う特定事業の実施状況についての検討を行います。

16 公共事業の透明性、効率性の推進

公共事業については、真に国民に必要とされる事業を展開するため、事業評価の厳格な実施、コスト構造改革を進めるとともに、事業のスピードアップを図ることにより効果的で効率的な社会資本整備を推進します。また、民間の資金・能力を活用し、効率的かつ効果的に社会資本を整備・管理し、質の高い公共サービスを提供するため、P F I方式の導入を積極的に推進します。

(二) 新住宅ビジョンにより豊かな生活をつくる

1 「200年住宅ビジョン」の推進～より長く大事に、より豊かに、より優しく～

昨年成立した住生活基本法の理念に基づき、地震に強く安全な家を実現し、環境負荷と住宅コストの軽減を図るため、超長期にわたって循環利用できる質の高い住宅(「200年住宅」)の普及を目指します。これまでの住宅は平均30年ごとに建て替え、資源を浪費してきました。その結果、余計な産業廃棄物を生み出すだけでなく、欧米より割高な住宅費用を負担してきました。これからは、いいものを作り、きちんと手入れし、長く使う、「ストック型社会」を目指さなければなりません。住宅はロングライフです。人生の中で、家族構成や年齢に応じて容易に住宅を選べるように、「家歴書」の創設、流通市場の改革、新たな住宅金融システムの構築などの諸施策を総合的に推進します。

2 総合的な住宅政策の推進

住宅・建築物の安全性に対する信頼を早期に回復するため、建築基準法、建築士法の改正に続き、新築住宅の瑕疵担保責任が確実に履行されるよう売主等に資力確保を義務付ける制度を導入し、住宅購入者の保護を図ります。

国民一人ひとりが住まいの豊かさを実感できるよう高齢者・子育て世帯等の居住の安定確保を図るため、高齢者や子育て世帯をはじめとする住宅の確保にとくに配慮を要する方々に対し、セーフティネットとしての、民間事業者等による良質な賃貸住宅の供給を促進する地域優良賃貸住宅制度や民間賃貸住宅の情報提供等を行うあんしん賃貸支援事業等を推進します。さらに、住宅と福祉サービスの一体的・総合的な提供を支援する制度を推進します。また、地域活性化促進のため、地方定住、田園居住など国民が多様な住宅・居住環境を選択できるようにするため地域住宅交付金の活用を図るとともに、優良田園住

宅等の整備を推進します。安心して取引できる中古・リフォーム市場の整備や老朽化したマンションの建替えの円滑化や耐震性の劣るマンションの耐震改修を推進するための総合的な支援策を実施します。

(三) 力強い農林水産業をつくる

わが国の農林業と農山村は、国民に対する食料の安定供給とともに、国土保全や文化の伝承、良好な景観形成などの多面的機能の発揮により、国民生活を支える重要な役割を果たしています。そして、私たちの目指す「美しい国、日本」の原点でもあり、「美しい国創り」を進めるためには、こうした重要な役割を担う農林業と農山村の将来に向かって更なる活性化を図る必要があります。

わが党は、このような農林業と農山村の潜在能力を最大限に引き出すよう、総合的な政策を展開しています。とりわけ、農業については、本年4月から、品目横断的経営安定対策の導入、米政策の改革、農地・水・環境保全向上対策の導入という3本の改革を一体として強力に推し進めています。これらの取組によって、農林業の将来を着実に切り拓き、自給率の向上とともに、農山村地域を活性化し、国の活力につなげていきます。

1 担い手の育成で強い農業の実現

将来にわたり国民に食料を安定的に供給していくため、足腰の強い農業を確立します。このため、小規模農家も含めた集落営農をはじめとし、担い手の育成に取り組んでいます。そのため、品目横断的経営安定対策の円滑な実施を進め、麦については既に9割が担い手により生産されています。また、野菜、果樹、畜産についても、「安全」「新鮮」「おいしい」などの優位性を活かした経営を育成しています。

こうした取組により、地域の実情に応じて多様な担い手を育成し、わが国農業の持てる力を最大限に引き出していきます。

2 時代の変化に対応する農地政策の確立

農地は、農業を営むために必要な資源であるだけでなく、国民にとって、農業の持つ多面的機能や食料安全保障の基礎となる公共的な財産です。このため、農地は、有効利用し、一層効率的な農業を展開していく必要があります。こうした農地を将来にわたって良好な状態で保全し、併せて耕作放棄地の解消を図り、担い手の規模拡大が図られるよう、新しい時代に対応した農地政策の確立を図ります。

また、新鮮で安心な農産物を直接都市住民に供給するとともに、心やすらぐ「農」の風景を維持形成するなど都市農業の一層の振興を図ります。

3 基盤整備を通じた食料供給力の強化

農地及び農業用水路は、食料の安定供給や多面的機能発揮の重要な基盤であって、国民

共有の大切な財産です。このため、これらの農業生産基盤及び生活環境の整備を総合的かつ一体的に推進し、食料供給力の強化、活力ある農山村づくりを進めていきます。

4 美味しいニッポンを世界へ

「おいしく、安全な日本産品」の輸出を促進し、平成 25 年までに輸出額 1 兆円規模とすることを目指します。民間の輸出に向けた取組を支援するため、検疫交渉の加速化や、輸出証明書の発行等の輸出環境を整備し、新たな市場を開拓することにより、農林業経営の安定や地域経済の活性化、日本食文化の発信にも貢献します。

5 消費者重視の農業へ

国民の生命と健康を第一に、消費者の望む安全で安心な美味しい農産物を供給します。消費者の食に対する信頼を確保するため、食品表示の適正化等を進めます。

また、わが国の高い技術力を活かし、健康志向に応える機能性食品を開発・商品化し、さらに、知的財産権を活用し、新たな需要を創出していきます。

6 有機農業の積極的な推進

わが党が中心となって議員立法により制定した「有機農業推進法」に基づき、化学合成肥料や農薬を使用しないことなどを基本とする有機農業を積極的に推進し、環境負荷を低減するとともに、安全・安心を求める消費者が有機農産物を手に入れやすい環境を一層整えます。

7 都市と農山村交流等による農山村の活性化

農山村は、心豊かな暮らしと、自然や文化、歴史を大切にする良き伝統を代々伝えています。こうした農山村の活性化を図るため、本年 5 月に制定した「農山漁村活性化法」の下で、農山村に居住者・滞在者を増やすという新たな視点からの対策を総合的に推進し、地域の活力を引き出していきます。また、「再チャレンジ」が可能な社会の構築に向けて、若者や定年後の団塊世代等の農林業への就業を積極的に推進します。

8 農山村の暮らしを守る有害鳥獣対策の推進

農林業のみならず、中山間地域等で暮らす人々の生活にも大きな影響を及ぼしている有害鳥獣による被害を一刻も早く解消していくため、捕獲体制の強化、被害防除、生息環境管理等について、立法措置も含め、抜本的な対策の強化に取り組みます。

9 「美しい森林（もり）づくり」と地球温暖化の防止

森林は、国土保全や地球温暖化防止などの多面的な機能を発揮し、国民に安心と安らぎをもたらす緑の社会資本であり、「美しい国創り」の礎です。京都議定書の第一約束期間

を目前に控え、森林吸収源対策を確実に実施するため、わが党は、本年分として 765 億円を確保し、間伐を促進しています。森林の整備は、その雇用効果等を通じて山村地域を活性化します。今後とも、財源を確保しつつ、多様で健全な森林の整備・保全を進めるとともに、木材利用を拡大し、「美しい森林（もり）づくり」を展開します。また、集中豪雨などによる災害から国民の生命と財産を守る治山対策を進めます。

10 林業・木材産業の再生

森林施業の集約化・低コスト化に向けた森林組合の取組の促進をはじめ、間伐材を含む国産材を安定的に供給する体制を川上・川下が連携して整えるとともに、国産材の利用を拡大し、林業・木材産業の再生を揺るぎないものとします。また、地域材による木造住宅建設や木質バイオマスの利用、木材の輸出等の促進を図り、新たな木材需要の拡大に努めます。さらには、「緑の雇用」事業により林業の担い手の確保を図るとともに、これらを通じて山村地域の活性化を図ります。

11 違法伐採対策

2005 年のグレンイーグルズ（英国）・サミット（G8）において採択された、世界規模の森林の違法伐採等から地球環境を守るとの観点に立って、わが国は他国に先駆けて違法伐採対策に取り組んでおり、今後とも積極的に推進していきます。わが党は、国際協力による違法伐採対策を推進するとともに、さらに、グリーン購入法による政府調達取組に加え、地方自治体や民間企業においても、合法性等の証明された木材・木材製品の調達の推進が一層図られるよう全力を尽くします。

12 バイオマス・ニッポンを目指して

農林業を 21 世紀の戦略産業として発展させていくため、バイオマス利活用などの新たな分野にも果敢に挑戦し、農林業の新境地開拓を加速化させます。

併せて農業の生産力維持、耕作放棄地の解消等をはかり、地域の活性化や雇用創出にも貢献します。

13 力強い水産産業の確立

近年の水産資源状況の悪化、世界的な水産物需要の高まり等の情勢の変化を踏まえ、本年 3 月に閣議決定した新たな水産基本計画に基づいて水産政策の改革を進めます。

まず、水産物の安定供給の担い手となる漁業者が経営改善に積極的かつ計画的に取り組めるよう、収入の変動による漁業経営への影響を緩和する新しい経営安定対策を導入します。

次に、国際競争力のある経営体を育成・確保するため、古くなった漁船の更新を加速化させる漁船漁業構造改革対策（平成 19 年度概算決定額：50 億円）を着実に推進します。

また、漁業の担い手の確保・育成を図るため、漁業外からも含めた新規就業を促進して

若い意欲的な人材を確保するほか、次代の水産業を担う幅広い見識と技術を身に付けた人材を育成します。

漁協系統による自主的な取組を基本として、組織、経営、事業に関する基盤強化を推進します。

水産物の加工・流通の合理化と産地の販売力を強化するため、市場を核とした流通拠点の整備及び前浜と消費者をつなぐ多様な流通経路の構築を推進するとともに、衛生管理体制の強化等により、水産物の輸出戦略を積極的に展開します。

わが国のリーダーシップによる国際的な資源管理や捕鯨問題に加え、安全操業に積極的に取り組む観点から、水産外交を強力に展開します。

大型クラゲ、トド、外来魚、カワウ等による漁業被害の軽減・防止対策を推進するとともに、内水面漁業・養殖業の振興を図ります。

わが国の水産資源を回復するため、新しい漁港漁場整備長期計画に基づいて新たに沖合域を含めた漁場整備や、磯焼け対策を行うとともに、資源回復計画を推進します。

水産業・漁村の有する多面的機能の発揮に積極的に取り組むとともに、防災力の強化や生活環境の向上により、安全で活力ある漁村づくりを推進します。

14 民主党の無責任な農業政策

民主党は、貿易自由化を前提に、各農家に支払いを行う「戸別所得補償制度」を創設するとしています。しかし、これは莫大な財政負担を伴うとともに、単なるパラマキ施策であり、現在の農業構造を却ってぜい弱にし、WTOの貿易ルールなど国際的な流れにも全く逆行しています。財源には農業公共予算を充てるとしていますが、そうなれば、農業の生産基盤や農村の生活基盤の整備を全く行うことができなくなります。また、「食料完全自給体制の確立」の主張は、わが国の農地面積の約3倍もの農地を新たに造成しなければならず、非現実的です。

民主党の政策は、税金を無駄に使うものであり、国民の理解を得られないばかりか、意欲と能力のある将来世代のやる気をなくし、国内農業を崩壊させる極めて無責任な政策です。

(四) 京都議定書達成へ低炭素社会をつくる

1 京都議定書の削減約束達成と地球環境保全に向けたリーダーシップ

京都議定書の第一約束期間開始を平成20年度に控え、京都議定書目標達成計画に基づき、6%削減約束を達成するためのあらゆる対策・施策を加速します。このため、バイオエタノールを始めとする輸送用バイオ燃料の導入加速化や必要な技術開発の推進、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入促進、省CO₂型の集約型都市構造の構築を支援するほか、京都メカニズムの推進・活用、業務用冷凍空調機器からのフロン回収対策の強化を図ります。同時に、京都議定書目標達成計画の定量的な評価・見直しを進め、対策の進捗状況と

今後の見通しについて厳格な評価を行うとともに、実効ある対策の追加や強化を検討します。その他、低炭素社会の構築に向けた国民運動を盛り上げ、「1人1日1kg」のCO₂削減をめざしてライフスタイル・ビジネススタイルの転換を訴えていきます。また、平成20年（2008年）のG8サミットでは、わが国が議長国を務めることを踏まえ、「世界全体の温室効果ガス排出量の2050年までの半減」をめざす「21世紀環境立国戦略」及びその中核をなす「美しい星50」に則り、米国、中国、インドを含む主要排出国が参加する実効ある国際枠組みの構築へ向けて国際的議論をリードします。

環境汚染のないアジアをめざし、わが国の環境技術やノウハウを活用しつつ、温暖化影響や酸性雨、黄砂などのアジア地域の環境危機情報の共有、大気・水、廃棄物等の環境汚染の処理能力の向上、環境管理手法の普及、環境分野の人材育成を進めます。

2 京都議定書後の次期枠組みの構築に向けた「環境外交」の戦略的展開

上記の通り、京都議定書の第一約束期間が終了する2013年以降の次期枠組みについては、すべての主要排出国が参加し、最大限の削減努力に取り組む枠組みの構築が不可欠であり、わが国は京都議定書締約国会合などで主導的な役割を果たし、「環境外交」を戦略的に展開します。また、アジア太平洋地域6ヶ国（日、米、豪、中、印、韓）が参加する「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ（APP）」においては、昨年10月に分野別の行動計画を策定したところですが、この行動計画に基づき、環境・エネルギー技術を活用した官民共同の協力を積極的に行います。

3 京都議定書の温室効果ガス6%削減約束の達成

京都議定書の目標達成計画の評価・見直しを通じ、これまで取組が不十分な業種や中小企業の対策強化に加え、排出量の伸びが著しい業務・家庭部門の対策を抜本的に強化します。脱温暖化に向け、ライフスタイルを転換するための国民運動を展開します。また、京都メカニズムを活用したクレジットの取得を着実に推進します。

4 健全で恵み豊かな環境を軸とした活力ある経済社会の創出

優れた環境技術・ビジネスを、地球環境保全に貢献しつつ、わが国の経済成長の原動力とするため、新技術の開発支援と海外も視野に入れた普及、環境ビジネスへの投融資を積極的に推進するとともに、マーケットにおいて環境性能に高い価値が与えられるよう、製品・サービス毎の環境情報の「見える化」を進めます。また、バイオ燃料について、政府公用車における率先導入（今年度中の完全導入）を始め、早急な全国展開を図るほか、グリーン購入、グリーン契約の取組を拡大します。さらに、環境負荷の少ないコンパクトな都市づくりを推進するほか、いつでも、どこでも、だれでも、環境について学び、行動できる環境教育プログラムを提供します。

5 快適で地球にやさしく、安全で災害に強い交通の実現

大都市圏を中心とした大気汚染問題の深刻化に対応するため、大型ディーゼル車に代替する次世代低公害車の開発、圧縮天然ガス車や燃料電池自動車の普及を促進します。陸・海・空を通じた安全管理体制の構築・高度化を推進し、ヒューマンエラーに起因する事故を防止するための技術開発を推進します。また、渋滞による沿道環境の厳しい交差点の立体化を積極的に推進します。さらに、京都議定書の国際約束が達成できるよう自動車交通対策、環境負荷の小さい交通体系の構築、住宅・建築物の省エネ対策、緑化等の地球温暖化対策を一層推進します。

6 生物多様性保全と自然との共生の推進

生物多様性条約に基づく「生物多様性国家戦略」について、平成 19 年中に見直しを行い、これに沿って生物多様性保全施策の一層の充実を図るとともに、2010 年に開催される「第 10 回生物多様性条約締約国会議」の日本開催の実現に向けた取組を進めます。

美しい国・日本を代表する自然を有する国立公園をより魅力あるものとするため、地域の多様な関係者の参加・協力による運営体制づくりを進めるとともに、生物多様性保全など時代のニーズにあわせて国立公園の指定地域の総点検を行います。また、自然とのふれあいの場の整備、エコツーリズムの推進、温泉資源の保護等を通じ、自然環境を守りながらその活用を図ります。

農業や生態系等への被害が深刻な野生鳥獣の保護管理対策を強化するため、県を越える広域的対応の推進、人材育成等に取り組めます。また、トキなどの希少種の野生復帰や外来生物による生態系への被害の防止、動物愛護管理基本指針を踏まえた個体識別等の措置などを推進します。

7 環境配慮経営の推進

環境負荷の低減に向けた活動を促進するため、製品ではなくサービスを活用する循環利活用型製造業（サービサイジング産業）の創出等環境ビジネスの活性化を推進します。

四 美しい国、日本の指針を世界に示す

(一) 主張する外交を示す

1 わが国の総合的な外交力の強化

国益を踏まえ、主張する外交を展開するためには、わが国の総合的な外交力を高めることが不可欠である。このため、わが党で取りまとめた外交力強化に関する「報告書」に沿い、経済界やN G O、地方自治体など外交プレイヤーとの連携を強化するとともに、O D Aの拡充や情報収集・分析力の強化、対外発信力の強化など、外交手段を強化する。同時に、外交を推進するための基盤である在外公館・マンパワーなど外交実施体制の充実に努めます。

とくに、O D Aについては、その戦略化・最適化・迅速化など改革を徹底するとともに、明年のわが国で開催されるサミットおよびT I C A D の機会を捉え、再びO D Aを拡充に転じさせることを国際社会に強く発信する。また、環境・気候変動対策については国際的なイニシアティブを発揮していきます。

2 日米同盟に立脚した価値観を共有する国々との連携強化

北朝鮮問題などわが国周辺の安全保障環境が厳しさを増し、経済のグローバル化が進む中で、わが国の安全と繁栄を維持していくため、わが国外交の基軸である日米同盟をさらに強化していきます。その日米同盟に立脚しつつ、豪州、インド、欧州諸国など価値観を共有する国々との連携を強化し、わが国外交の幅を広げていきます。

3 「自由と繁栄の弧」の形成等

中央アジアや中東諸国・バルト三国・コーカサス地域などを支援し、普遍的価値に基づいた豊かで安定した地域をつくること、すなわち「自由と繁栄の弧」の形成に取り組んでいきます。さらに、来年のT I C A D の成功に向け、積極的なアフリカ外交を推薦していきます。

4 海外の日本企業支援、邦人保護の強化

海外進出する日本企業の支援を在外公館の本来業務として位置付け、とくに個々の企業の利益獲得・増進を図るため、税制等の適法性の確保・知的財産保護など最大限の支援を行います。

また、海外で生活する日本人にとり在外公館は「最後の砦」であり、緊急事態対応など邦人保護機能を強化し、領事サービスの向上を図ります。

5 日本のイニシアティブによる経済外交の展開

東アジア 16 カ国（アセアン、日中韓印豪NZ）での東アジアE P A（C E P E A）による自由化及び制度整備と、東アジア・アセアン経済研究センター（E R I A）による域内

格差是正への貢献を2つの柱として、東アジア経済統合の主導権を引き続き確保・強化し、日本企業にとって有利なビジネス環境の構築を推進します。

6 アジア諸国を中心として法整備支援を戦略的かつ積極的に推進

アジアの発展はわが国にとって重要です。アジアの国々がビジネスや投資の環境を整え、豊かで安定した社会を築き上げることは、わが国の発展にも資するものです。そのためには、これらの国々の法令の整備やその的確な運用が必要不可欠です。

わが党は、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じてわが国の安全と繁栄の確保に資するという政府開発援助大綱（ODA大綱）の理念等を踏まえ、アジア諸国を重点地域の一つとして、民商事法分野の基本法令等の整備や、法制度の運用に携わる法曹等の人材育成等の法整備支援を戦略的かつ積極的に推進します。

7 領土問題解決への努力と真の海洋立国の構築

北方領土と竹島は明白にわが国の固有の領土であるにも拘わらず、不法に占拠されたままです。わが国の主張を貫き相手国に対して粘り強い外交努力を続け、その平和的解決を目指します。また、尖閣諸島については政府の管理を強化するとともに、今後とも毅然とした姿勢を貫き、東シナ海を「真の友好の海」とします。

わが国は世界第6位の排他的経済水域を誇る海洋国家である。先の国会で成立した「海洋基本法」に基づき総合的な海洋政策を推進し、真の海洋立国を目指します。

8 WTOドーハラウンド交渉の推進とEPA等の推進

多角的な貿易自由化や通商ルールの整備等を実現するため、2007年末合意を目指して、WTOドーハラウンド交渉を積極的に推進します。

また、モノ、サービス、人、資本等の移動をより自由化するため、現在交渉中のEPA交渉を推進し、積極的にわが国の国益にかなう協定の締結を目指します。

経済連携の推進

わが国との貿易量やわが国からの投資量が大きく、日系企業の生産ネットワークが構築されている東アジア地域において、海外経済協力を活用した産業基盤の整備を進めるとともに、EPA（経済連携協定）締結に向けた取組を加速します（すでに、シンガポール・マレーシア・フィリピン・タイ等とはEPAに署名していますが、引き続き、アセアン全体、インドネシア、ブルネイ、ベトナム、インド、豪州等との交渉を進めます）。中期的には、東アジア16か国（アセアン、日中韓印豪NZ）からなる「東アジアEPA」の実現を目指します。

また、経済安全保障上重要な資源産出国との取組を強化するとともに、（米国、EUも

含めた)大経済圏、投資先国ともEPA、投資協定、社会保障協定、租税条約等に重層的に取り組んでまいります(日中韓の投資協定交渉を推進し、3国の連携強化を図ります。)

WTO・FTA交渉への全力対応

わが党は、日本の農林水産業をしっかりと守るという強い姿勢で、WTO及びEPA交渉に全力で取り組みます。

WTO農業交渉については、「多様な農業の共存」や林・水産物の有限天然資源の持続的利用を基本理念とし、重要品目の数の確保や上限関税の導入阻止など、わが国の主張が実現されるよう全力で取り組みます。

これらの交渉については、国内農林水産業への影響を十分に踏まえ、とくに、農業大国である豪州とのEPA・FTA交渉については、自民党の決議を踏まえ、WTO交渉方針との整合性を図りながら、重要品目が除外又は再協議の対象となるよう粘り強く交渉します。

9 中国残留邦人への新たな支援

中国残留邦人の方々が日本に帰ってきて良かったと思えるような、生活支援をはじめとした新たな支援策を早急に取りまとめ実施します。

(二) 国際貢献を行動で示す

1 日・中・韓・アセアンの連携によるアジアの繁栄への貢献

貿易、投資、人の往来などが急速に発展しているアジア地域の安定と繁栄をリードしていくため、中国・韓国・アセアン諸国など近隣諸国との友好関係をさらに深化させます。

2 中東地域などにおける平和構築への積極的な貢献

イラクをはじめとする中東は、わが国エネルギーの大部分を依存する地域であり、わが国経済の生命線とも言える。アフガニスタンを含めたこれらの地域でのテロとの戦い、平和構築への努力は、わが国の国益にも深く関係する重要な国際貢献であるため、今後とも積極的に推進していきます。

(三) 拉致問題へ決意を示す

1 国家の威信をかけ拉致問題を解決

わが国は、拉致・核・ミサイル問題を包括的に解決することを基本としており、北朝鮮との安易な協調路線は選択しないとの方針です。この姿勢を明確にするため、「拉致問題の進展がなければ、北朝鮮への経済支援は行わない」との主旨で「北朝鮮人権侵害問題対処法」を改正し、外国政府及び国連や国際開発金融機関等の国際機関に対し、積極的な働きかけを行っていきます。

私たちは、「拉致問題の解決なくして日朝国交正常化はない」との立場は不変であり、今後とも米国・中国等との連携を強化しつつ、拉致被害者全員の帰国を実現する決意です。

2 北朝鮮による拉致容疑事案その他の対日有害活動への対処の強化

北朝鮮による拉致容疑事案や北朝鮮による拉致の可能性を排除できない事案の解明等を推進するとともに、北朝鮮当局が関与する覚せい剤に係る事案、北朝鮮に係る偽札等の事案について対策を強化します。

また、大量破壊兵器等の拡散を防止するため、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案の取締体制の強化、P S I（拡散に関する安全保障構想）に関する合同阻止訓練等への積極的参加等を図ります。

ブロック重点政策

北海道ブロック重点政策

1. 北海道経済の活性化を図り国や市町村と連携した雇用対策を推進します。
 - ・ものづくり産業の誘致と企業興しの推進
 - ・地場中小企業に対する融資制度、技術開発支援、人材育成支援等の強化
 - ・産学官連携による新産業の創出
2. 安心・信頼の地域医療制度を確立します。
 - ・地方の医師不足の解消
 - ・地域の実情に即した医療制度の見直し
3. 高速交通ネットワークの整備を図ります。
 - ・北海道新幹線「新青森 新函館」間の早期完成と札幌までの延伸
 - ・全道の地域を結ぶ高速道路・高規格幹線道路網の整備促進
 - ・新千歳空港・地方空港の整備促進と空港と主要高規格道路のネットワーク化の推進

東北ブロック重点政策 「東北新時代 将来を担うフロンティアの創造」

1. 「格差是正と自立」
 - ・ 地方分権と地方財政の確立
法人事業税・法人住民税等の配分基準の見直しと地方共同税の創設
県の組合団体交渉の公開
 - ・ 公共事業の地方への傾斜配分
 - ・ 高速交通ネットワークの整備・利活用の促進
 - ・ 情報通信基盤の整備促進（デジタル化への対応等）
2. 「地域の潜在力を活かす」
 - ・ 国際競争力を有するリーディング産業の立地促進
 - ・ 食料基地たる東北の農林水産業の振興
 - ・ 東北の地域資源を活かした国際観光戦略の展開
 - ・ 明日を担う人材の育成と人間力の向上
3. 「安心・うるおい」
 - ・ 地震・風水害など総合防災体制の整備促進
 - ・ 地球環境を守るための総合的な環境対策、原子力対策
 - ・ 医師不足の解消・自治体病院の経営確立
 - ・ 国民の信頼を確かなものにするための社会保障制度の一体的な見直し

北関東ブロック重点政策

1. 地域住民が安心して暮らせるため、地域医療や介護など医療と社会保障制度の充実を図ります。
2. 安心して妊娠・出産できる子育て支援施策など少子化対策を拡充強化します。
3. 次代を担う子どもたちの明るい未来のために、徳育の教科化など教育改革にしっかり取り組みます。
4. 中小企業の振興や雇用対策を積極的に取り組むとともに、誰もが意欲をもって働くことが出来る社会環境の整備を図ります。
5. 自給率の高い食料・農業・農村施策を積極的に進めます。
6. 地方分権の推進と地方財源の確立を図ります。
7. 安全で安心な街づくりのため、警察活動を支える体制の強化に努めます。
8. 日本人拉致問題の徹底究明とその解決に向けて全力で取り組みます。
9. 大強度陽子加速器（J-PARC）の建設促進と産業利用促進センターの整備を進めます。
10. 北関東自動車道・首都圏中央自動車道及び東関東自動車道（水戸線）の整備促進を図ります。

南関東ブロック重点政策

共通項目

1. 地球温暖化対策を積極的に推進。持続可能な循環型社会へ。
2. 産業活性化への施策を充実。一次産業、中小企業の支援を。
3. 高規格幹線道路等のネットワーク機能の充実と道路特定財源の確保
4. 地方分権改革の一層の推進
5. 安心・安全な治安対策の充実
6. 総合的な観光振興
7. 力強い農林水産業の展開
8. 安心・安全な治安対策の充実

千葉県連

1. 21世紀型新産業の展開と就業支援の充実
2. 新たな時代に対応する地域福祉の実現
3. 次世代育成支援対策の推進
4. 学校施設の耐震化と個性が輝く教育の推進
5. 総合的な防災対策の推進
6. 成田国際空港の機能充実
7. つくばエクスプレス沿線地域まちづくりの推進
8. 印旛沼の総合的な整備及び印旛沼・手賀沼流域の湖沼水質保全計画の推進
9. みどり豊かな自然環境の保全
10. 自動車交通公害対策の推進
11. 資源循環型社会の実現に向けた取組の推進
12. 産業廃棄物対策の推進

神奈川県連

1. 安心・安全なまちづくり。防犯、防災の強化から騒音対策、子育て支援まで、ゆたかな生活環境を実現します。
2. 総合的な教育改革を。知育・徳育・食育の充実を図り、家庭・地域・学校が一体となって教育に取り組む環境を実現します。

山梨県連

1. 医師確保対策の推進
2. 果樹産地の生産基盤の整備を促進するための果樹農家に対する経営支援措置の創設

東京ブロック重点政策

1. 安全（防災）・安心（防犯）ネットワークの確立
2. 渋滞解消・循環型都市の創造
3. 教育（人間力育成）・芸術文化・スポーツ振興の促進
4. 景気回復・中小企業と地域の活性化の推進
5. 福祉・医療・健康・子育ての充実
6. 羽田空港の国際化並びに 24 時間化
7. 2016 年東京オリンピックの実現
8. 首都圏三環状道路の早期完成

北信越ブロック重点政策

1. 国民の皆さんの安全と安心の確保を図ります。
 - ・地域間格差の是正に努め、安全・安心な生活環境の整備を図ります。
 - ・安全で快適な生活基盤の整備を推進し、災害に強いまちづくり推進します。
 - ・社会福祉問題の充実と医師確保や高度医療体制整備等の医療施策の充実を図り、安心な生活環境の整備を促進します。
 - ・子育て支援策の充実や多様な働き方の導入などで少子化対策の推進を図ります。
 - ・警察官の増員で空交番の解消を図るなど、治安を確保します。
 - ・食の安全・安心の確保を図ります。
2. 総合的な交通体系の整備促進を図ります。
 - ・北陸新幹線の早期全線建設と平行在来線の経営確保等JR沿線の整備促進を図ります。
 - ・救急救命、災害対応等においては道路が命綱であることから、高速道路をはじめ地域高規格道路・一般国道・地方道等の道路網の整備を行います。
 - ・空港や港湾の整備促進と機能強化を図ります。
3. 景気の安定を図るとともに中小企業活性化対策等を充実し地元雇用の確保を図ります。
4. 北朝鮮による拉致事件の早期解決を目指します。
5. 原子力発電所の安全・安心の確保を徹底し電源立地地域の振興を図ります。
6. 農林水産業の確立・活性化のため振興対策を充実します。
7. 学力向上に偏らず徳育・食育等を推進するなど教育環境の充実を図ります。
8. 地球温暖化防止や循環型社会の形成など環境対策を推進し豊かな自然を守ります。
9. 能登半島地震の復旧・復興支援については、迅速な対応を行います。

東海ブロック重点政策

共通項目

1. 地震・火山噴火防災対策の充実強化
2. 中部国際空港 2 本目の滑走路建設等空港施設の拡充
3. リニア中央新幹線の建設推進
4. 新東名・新名神高速道路の整備推進並びに東海環状自動車道西回り区間の早期着工

岐阜県連

1. 地域医療に従事する医師不足の解消
地域医療に携わる医師の確保が担保できる新医師臨床研修制度の抜本的見直し
2. 真の地方分権改革の実現
 - ・三位一体改革のようなつじつまあわせでない真の地方分権改革の実現
 - ・国の役割を、外交・防衛・治安等に限定し、地方にできることはすべて地方へ
 - ・国と地方の役割分担を踏まえた確実な税源移譲の実現
 - ・国と地方の税源配分を 4 : 6 から 5 : 5 へ
 - ・税源移譲とともに税源の偏在是正策の実施

静岡県連

1. 高規格幹線道路整備等の推進
中部横断自動車道、伊豆縦貫自動車道、三遠南信自動車道、地域高規格道路（静岡東西道路）の整備推進
2. 多文化共生の推進に係る施策の充実
 - ・多文化共生社会を推進するための国の体制の整備
 - ・外国人児童・生徒等に対する教育の充実
 - ・外国人労働者の適正な雇用の推進
 - ・外国人登録制度の抜本的な改正
 - ・ブラジルとの犯罪人引き渡し条約の締結
3. 富士山の世界文化遺産登録の早期実現

三重県連

1. 県財政の健全化支援と市町負担の軽減
住民生活に不可欠な社会基盤整備に支障が生じないよう、市町負担の軽減と国の財政支援の充実強化
2. 医師不足対策並びに看護職員の確保充実

- ・近年、産婦人科・小児科・放射線科医師の確保が困難となっており、医師の養成と地域への定着を促進するため、国・県・市町が一体となった具体的な施策の早急な策定
- ・看護職員の交替勤務に対応できる保育所の増設、潜在看護職員の再就業支援の強化など、職員確保に向けた体制づくり

愛知県連

1. 産業活性化対策と雇用対策の推進

- ・中小企業のための金融支援策の充実と知的財産の創造・保護・活用に対する支援策の拡充
- ・航空宇宙産業の振興を図るため、飛行研究施設の県営名古屋空港隣接地への設置
- ・外国企業誘致を推進するための支援策の強化・充実
- ・若年者や高齢者、障害者等の雇用、就業施策のさらなる推進と正社員・非正社員の処遇格差の改善に向けた取り組みの強化

2. 名古屋港、三河港、衣浦港等、港湾施設の整備促進

近畿ブロック重点政策

共通項目

1. 郷土の産業を振興し、地場産業や商店街をはじめとする中小零細企業の経営基盤の強化を図り、実感できる景気の回復に取り組みます。
2. 地域における医師不足の解消をはじめ、医療・介護・年金・就労等、社会政策におけるセーフティーネットを再構築してまいります。
3. 真の地方分権・地方主権を実現させるため、税源移譲と更なる自主課税権の確立に向けて取り組んでまいります。
4. エネルギー対策、リサイクル振興をはじめ、地球温暖化防止のため、諸施策の充実を図ります。
5. 郵政民営化法案を例に、参議院審議の経過と結果を検証し、国会における二院制の意義と、「良識の府」とされる参議院のあり方そのものに関する議論をはじめてまいります。

滋賀県連

1. 琵琶湖の水環境保全を総合的かつ計画的に推進するための法的仕組みの整備に取り組みます。

大阪府連

1. 関西国際空港の第2期工事を推進していくとともに、国内唯一の完全24時間空港として航空運輸政策上での位置づけを明確にしてまいります。
2. 「彩都」を国内最大のバイオメディカルの拠点とするため、ハード・ソフト両面で支援してまいります。
3. リニア中央新幹線の東京～大阪間の営業運転を早期に実施するよう計画を推進してまいります。

兵庫県連

1. 関西がひとつになって地域の有するポテンシャルを生かし、観光振興を通じた経済・文化の再生に取り組みます。
2. 関西3空港については、関西空港を核としつつ伊丹・神戸を加えた3空港をトータルとして最適な運用を図っていきます。
3. 瀬戸内海を豊かな海として再生し、美しい自然とふれあえる良好な環境をつくりまします。

奈良県連

- 1．平城遷都 1300 年事業を推進し、世界遺産と文化財を活用した観光振興に努めます。
- 2．京奈和自動車道の早期完成を目指し、アクセス道路の整備に努めます。

和歌山県連

- 1．都会で働く地方出身者の税の一部を出身地に還す「ふるさと還元税構想」を推進します。
- 2．国家プロジェクトとして、東南海・南海地震に備えた総合防災対策事業を促進強化します。

京都府連

- 1．京都をわが国の歴史と文化の象徴として保全・再生・創造し、活用・発信する、「国家戦略としての京都創生」を推進します。
- 2．京都縦貫自動車道、新名神高速道路等、高速交通ネットワーク整備の推進を図ります。

中国ブロック重点政策

共通項目

1. 地方分権改革を強力に推進し、地方税財源の充実確保を図ります。
2. 農林水産業の振興を図り、食の安心、安全対策を推進します。
3. 高速道路ネットワークを整備するとともに、道路整備財源を確保します。

鳥取県連

1. 道路整備費を確保し、国土開発幹線自動車道の早期建設を推進します。
2. 地域間格差を是正する、真に地方の自立に資する地方税財政制度を構築してまいります。

島根県連

1. 竹島の領土権の確立及び排他的経済水域（EEZ）の境界線を確定
2. 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定
3. 道路財源の確保と高速道路の早期整備

岡山県連

1. 地方の自主性・主体性を高めるべく地方分権改革を推進します。
2. 地方の声が反映される教育改革を推進します。

広島県連

1. 総合的な治安体制の確立について

- ・「減らそう犯罪」の推進

安全・安心なまちづくりの推進～互いに支えあう地域づくり

警察庁の地域安全ステーションモデル事業を継続実施するとともに、地域の安全活動を支援する他省庁の同種モデル事業について、市町・地域等において効果的・一体的な活用が図れるよう、手続の一元化、事業の共同化を検討すること
青色防犯パトロールが促進されるよう、実施団体への各種支援を行うこと
安全・安心なまちづくりに向けた取組の促進のため、実施事業者に対する税制上の優遇措置等を検討すること

「子ども 110 番の家」の全国的な普及及び効果的な運用に向けた制度化を図ること
街頭犯罪が多発し、暴力団組事務所の集中、違法風俗営業の乱立等様々な問題を抱える繁華街・歓楽街に対し、国としての重点的な組織犯罪対策等に係る支援策を講じること

- ・警察官の増員

当面、警察官一人当たりの負担人口が全国平均並みとなるように、増員すること

将来的には、警察官一人当たりの負担人口が概ね 500 人となるように、増員すること

2. 自治的（地方分権型）道州制の推進について

- ・道州制は、地方公共団体を広域自治体と基礎自治体の二層制とすることを前提に、現行の都道府県に代わる、より自主性、自立性の高い広域自治体として設置するものであることを、道州制ビジョンにおいて明確に定義づけること。
- ・導入に当たっては、まず、国の役割を真に国が果たすべきものに限定し、内政に関わる事務・権限の大半を地方公共団体に移譲することを前提とした検討を進めること。
- ・国と地方の役割分担を踏まえ、自主性・自立性が高く、道州間の大きな財政力格差を生じさせない新たな税財政制度を構築するとともに、利便性の向上や効率性といった観点から、国税及び地方税を通じた一元的な徴税体制を検討すること。
- ・道州制導入の意義や目的について、広く国民に情報提供するとともに、十分な理解を得られるよう、導入に向けた積極的な気運醸成を図ること。

3. 広域的な交流・連携を支える交通ネットワークの整備促進について

- ・高規格幹線道路（東広島・呉自動車道）の建設を促進すること
- ・地域高規格道路の整備を促進すること
広島中央フライトロード（本郷大和線） 福山環状道路（福山西環状線） 江府三次道路（高道路） 東広島高田道路（東広島道路）の整備の推進
江府三次道路（鍵掛峠道路） 東広島高田道路（向原吉田道路）の早期整備
- ・直轄国道バイパス（一般国道 2 号安芸バイパス・東広島バイパス、一般国道 185 号仁方・川尻バイパス等）の整備を促進すること
- ・交流促進型広域道路（一般国道 487 号警固屋音戸バイパス等）の整備を推進すること
- ・安芸灘諸島連絡架橋（（仮称）豊島大橋（3 号橋））の整備を推進すること

山口県連

1. 中山間地域の活性化を推進します。
2. 子育て、少子化対策を推進します。

鳥取県連

1. 道路整備費を確保し、国土開発幹線自動車道の早期建設を推進します。
2. 地域間格差を是正する、真に地方の自立に資する地方税財政制度を構築してまいります。

四国ブロック重要政策

共通項目

1. 経済の地域間格差の是正
 - ・(条件不利地への)企業進出の優遇策
 - ・新規産業の重点配置
 - ・本社移転で法人税源確保これらで雇用平準化、地方の税収図る
2. 交付税への単位面積参入
 - ・交付税の算出にあたり面積を入れる
 - ・CO2対策にも森林面積を参入する
3. 8の字ハイウェイなど高速ネットワーク
 - ・遅れた東部自動車道などの「道路格差」の是正
 - ・南海地震対策、雇用対策、生命を守る道に位置づけ
4. 「四国八十八箇所霊場と遍路道」の世界遺産登録へ向けて
 - 「四国八十八箇所霊場と遍路道」について、世界遺産暫定一覧表登録に向けて、四国遍路の特性にふさわしい文化財保護制度の取り扱いの改善
5. 地方分権が実現できる地方財政制度の構築
 - 地方が自らの判断と責任で、個性豊かで活力に満ち行政運営を行うことができる、持続可能な地方財政制度の構築

徳島県連

1. 南海地震対策について、学校施設の地震防災(耐震化)の促進
2. 吉野川・那賀川直轄河川改修について、湧水の抜本的対策(既存ダム改修等)
3. 四国横断自動車道(鳴門～阿南間)と高規格度自動車道(阿南～安芸間)の早期整備

香川県連

1. 経済の地域間格差の是正
 - バイオクラスター等、新規産業創出施策等の地方への重点支援
2. 本州四国連絡高速道路の通行料金の引き下げ
 - 引き下げ財源としての道路特定財源の活用、新規需要を創出し、利用交通量の増大を図るための料金割引の実施

高知県連

1. 必ず起きる南海地震対策
 - 来るべき南海地震で、県内の死者が9,600人と想定される中、津波被害は70%に上

る。海岸沿いなど避難困難地において、地域性や規模、施設の機能に配慮し、効率的な津波避難施設の対策、支援を求める。

2. 地域集落を守る道路の整備

本県は県道延長が 2120 k mあり、平均整備率は 36%である。特に県東部は 20%程度で、経済性、救急対処などで最低限の生活も守られてない。せめて、未整備地区は 1.5 車線の交付金を保証してほしい。

3. 安心できる医療体制の確立

全国的な医師不足の中、住民が頼りにする県立、公立病院で本県は 20%も医師が減り、病気県民は不安が高まっている。医師の確保と広域対処が出来るドクターヘリの整備が急がれる。

愛媛県連

1. 平成 18 年 12 月 8 日の閣議決定「道路特定財源の見直しに関する具体策」に基づき、本州四国連絡道路を含めた高速道路料金を引き下げる。本四連絡をはじめとした高速道路の料金について、利用しやすい弾力的な料金制度の導入など、さらなる通行料金の引き下げ。

九州ブロック重点政策

共通項目

1. 地方交付税の財源保障機能を堅持し、地域格差の是正に努めます。
現在の最大の課題である地域格差の是正のため、国の財源再建を理由に、一方的な削減や法定率の引き下げを行うことなく、地方交付税が本来有する税源保障機能を堅持します。
2. 「九州はひとつ！！」の循環型ネットワークの整備促進に努めます。
東九州自動車道をはじめ、中九州横断道及び西九州自動車道などの九州内高規格幹線道路の整備促進に努めます。
3. 九州新幹線の早期実現と在来線対策・高速化のためのフリーゲージトレインの早期実用化に努めます。

福岡県連

1. 有明海再生のため、干潟造成など地域の環境改善対策や種苗放流をはじめ、あらゆる水産資源回復の施策を積極的かつ総合的に実施していきます。
2. 「北部九州自動車 150 万台生産体制構想」の実現によるアジア最先端の自動車生産拠点の形成を図ります。
3. 九州大学伊都キャンパスを中心とした九州大学学術研究都市構想の整備充実による世界的な研究開発拠点づくりを目指します。

佐賀県連

1. 未来の見える農林水産業の確立を目指します。
環境に優しく、世界をターゲットに生産者の顔の見える農林水産業の確立を目指します。
2. 企業誘致や地域企業の活性化及び、雇用環境の改善を推進するための環境づくりに努めます。
地域間の経済格差を縮小するとともに、若い人たちが地域でいきいきと活躍するためにも、企業誘致や地域企業の活性化及び、雇用環境の改善を推進するための支援制度の創設や環境づくりを進めます。

長崎県連

1. 雇用対策の充実強化
2. 観光振興
教会の世界遺産の早期実現と観光資源としての文化財の研究強化

大分県連

1. 医師確保対策について

新医師臨床研修制度の導入を契機に大学の医師供給力の低下等が生じ、へき地医療拠点病院をはじめ地域の拠点病院の医師不足が深刻化しており、地域医療の医療提供体制の維持のため国において早急に医師確保対策に取り組むこと。

2. WTO農業交渉及び日豪EPA交渉における対応について

WTO農業交渉においては、各国の農業生産条件の違いを踏まえ、上限関税の設定に強く反対するとともに、十分な重要品目数を確保すること。

3. 地方交付税の安定的な確保と財源調整機能の堅持について

地方交付税は地方固有の財源であり、地方の意見を聞くことなく、国の財源再建を理由に一方的な削減や法定率の引き下げを行わないこと、また地方交付税が本来有する財源調整機能を堅持すること。

宮崎県連

1. 税財源の少ない宮崎県・・・地方交付税などの財源の確保の充実

2. 日本の食料供給基地・宮崎県としての基幹産業である農林水産業者の所得確保対策。

鹿児島県連

1. 日豪EPA交渉にあたって、牛肉、砂糖などの重要品目について関税撤廃の対象外とするなど、例外措置を確保する。

2. 東九州自動車道や南九州西回り自動車道など真に必要な高規格幹線道路等の整備を促進する。

3. 地方財政改革にあたっては、消費税を含む税体系の抜本的改革が議論されていることを踏まえ、地方消費税等の地方税の充実を図るとともに、引き続き地方交付税の財源調整機能に併せて、財源保障機能を堅持するなど、地方税財源の充実確保に向けた万全の措置を講ずる。

4. 経済格差の是正及び雇用情勢の改善について

九州地域は、中小企業のウエイトの高い県が多く、地理的ハンディキャップが大きいため、依然として厳しい状況にあるため、企業立地などの産業起しに関してこれを支える産業基盤の脆弱化を克服するための補助制度の創設や新たな法整備を図る。

沖縄県連

1. 那覇空港の平行滑走路の早期建設

2. 沖縄科学技術大学院大学の早期建設

3. 世界貿易機関(WTO)並びに日豪経済連携協定(EPA)交渉におけるサトウキビ、肉用牛の例外措置(関税撤廃除外)